

深浦町第三次総合計画

青森県 深浦町
令和7年6月

ごあいさつ

深浦町第三次総合計画策定にあたって

みんなと共に未来を創る“ふかうらまち”へ

新町「深浦町」が誕生して20年を迎え、未来に向けた新たな一歩を踏み出すこととなりました。

深浦町は、豊かな自然と歴史、そして温かい人情に満ちた地域であります。

新町「深浦町」が歩んできた20年の間、第一次総合計画及び第二次総合計画は、私たちの暮らしを豊かにするための基盤となり、町内外とのつながりや活力の創出に寄与してきました。

しかし、近年は人口減少や自然災害、コロナ禍、さらには世界的な紛争など、さまざまな課題が私たちの前に立ちだかっております。

このような背景の中、令和6年度での第二次総合計画終了を機に、私たちは「新たな10年」を創造するための深浦町第三次総合計画を策定いたしました。

この計画は、深く地域を見つめ、町民と行政が共に行動し、町民の皆様の声を大切に地域の魅力を高め、より良い深浦町を目指すための重要な足がかりとなります。

私たちの基本理念である「暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力を生かすまちづくり」を実現するためには、多くの主体が協力し合い、それぞれの役割を果たすことが不可欠であります。

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三つの構成要素から成り立っておりますが、「基本構想」では将来像を示し、「基本計画」では今後10年間に取り組むべき施策や事業を明確にしております。

私たちが目指す町の将来像は、「みんなと共に未来を創る“ふかうらまち”」です。この実現に向けて、7つの基本目標を掲げておりますが、これらの目標を達成するためには、町民一人ひとりが主体的に参画し、協働していくことが求められます。

皆様と共に歩むこの道のりが、より良い深浦町の実現につながることを信じています。

この計画を深浦町がより魅力的な、住みやすく、そして未来に希望を持てる地域となるための指針と位置づけ、精一杯努力してまいりますので、今後とも、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、住民アンケートなどを通して貴重な御意見・御提言をお寄せいただきました町民の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました総合計画審議会委員や町議会議員の皆様、心より感謝申し上げますとともに、今後のまちづくりへの積極的な参画と、より一層の御支援・御協力をお願いいたします。



令和7年6月

深浦町長 平沢 一臣

〔目 次〕

第1部 総 論	1
序章 町の「未来」をともに創り、歩み続けるために	1
1 深浦町について	1
2 第三次総合計画について	3
3 計画の位置付けと役割	4
4 町を取り巻く現状と課題	6
5 アンケートの結果概要	9
6 時代認識とこれからのまちづくりに求められる取組	17
第2部 基本構想	22
第1章 深浦町が目指す未来の姿	22
1 まちづくりの基本理念	22
2 目指すまちの姿（将来像）	24
第2章 将来人口の推移と目標人口	25
第3章 まちづくりの基本目標	26
基本目標1 「暮らし」～日常もいざというときも安全安心なまち～	26
基本目標2 「産業・地域経済」～地域に活気と賑わいを興すまち～	27
基本目標3 「保健・医療・福祉」～一人ひとりに寄り添い、支え合うまち～	28
基本目標4 「教育・文化」～郷土の魅力を未来へつなぐまち～	29
基本目標5 「環境保全」～地域と地球の未来のために挑戦するまち～	30
基本目標6 「交流」～想いをかよわせ、新たな流れをつくるまち～	31
基本目標7 「住民協働・行財政運営」～持続可能な明日を築くまち～	32
第3部 基本計画	33
基本計画について	33
1 基本計画の目的と計画期間	33
基本目標1 「暮らし」～日常もいざというときも安全安心なまち～	34
施策1-1 道路・公共交通	34
施策1-2 住環境	36
施策1-3 防災・消防	38
施策1-4 生活安全（防犯・交通安全）	40
基本目標2 「産業・地域経済」～地域に活気と賑わいを興すまち～	42
施策2-1 農林業	42
施策2-2 水産業	45

施策2-3	商工業	47
施策2-4	観光業	49
施策2-5	新産業の育成・雇用	51
基本目標3	「保健・医療・福祉」～一人ひとりに寄り添い、支え合うまち～	53
施策3-1	健康づくり・保健活動・医療体制	53
施策3-2	地域福祉	56
施策3-3	子育て支援	58
施策3-4	高齢者福祉・介護保険	60
施策3-5	障がい者福祉	63
施策3-6	社会保障	65
基本目標4	「教育・文化」～郷土の魅力を未来へつなぐまち～	67
施策4-1	学校教育	67
施策4-2	家庭教育・青少年健全育成	70
施策4-3	生涯学習・スポーツ活動	72
施策4-4	地域の歴史文化	74
基本目標5	「環境保全」～地域と地球の未来のために挑戦するまち～	76
施策5-1	自然環境	76
施策5-2	循環型地域社会	78
施策5-3	衛生環境（上下水道・生活排水等）	80
基本目標6	「交流」～想いをかよわせ、新たな流れをつくるまち～	82
施策6-1	地域間交流	82
施策6-2	移住・定住・出会い	84
基本目標7	「住民協働・行財政運営」～持続可能な明日を築くまち～	86
施策7-1	住民協働	86
施策7-2	人権・男女共同参画	88
施策7-3	行財政運営	90
第4部	資料編	93
資料1	深浦町総合計画条例	93
資料2	深浦町総合計画審議会委員名簿	95
資料3	諮問	96
資料4	答申	97

第1部 総論

序章 町の「未来」をともに創り、歩み続けるために

1 深浦町について

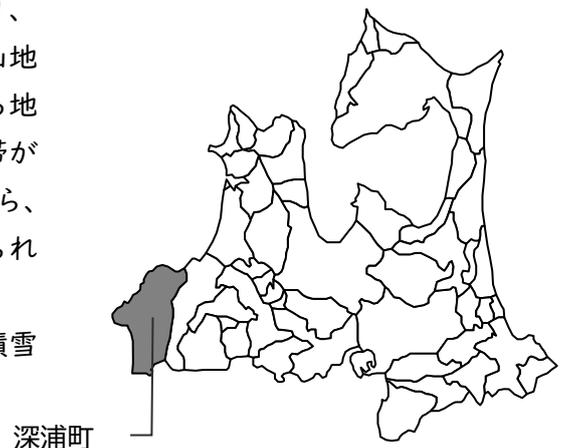
(1) 深浦町について

深浦町は、青森県西南部に位置しています。東は鮭ヶ沢町、西は日本海に面し、南は秋田県と接しています。

地形は海岸から山岳地帯まで変化に富んでおり、ユネスコの世界自然遺産に登録されている白神山地や、津軽国定公園など、美しい自然景観が広がる地域となっていますが、海岸線まで険しい山岳地帯が迫っており、青森県下でも5番目の大きさながら、森林・原野の割合が約95%にのぼり、平地が限られる地勢となっています。

気候は、対馬海流（暖流）の影響で沿岸部の積雪は少なく、年間平均気温は、10.9℃です。

図表 深浦町の位置



(2) 歴史

深浦町は古くから交易の盛んな地域だったとされ、縄文時代の一本松遺跡では北海道南部から青森県にかけての土着的文化と宮城県にみられる外来的文化が融合した独特な遺物が発見されていて極めて重要な遺跡とされています。

深浦発祥の歴史は定かではありませんが、深浦が記録上に現れたのは、今からおよそ1370年の昔、第37代斉明天皇4年のことで、「日本書紀」には阿部比羅夫将軍が蝦夷討征をして帰順した蝦夷たちを有馬の浜（吾妻の浜）に招いて大饗宴を催したと記されています。

江戸時代に入ると弘前藩に属し、深浦湊は北前船の風待ち湊として栄え、大阪や京都などからの文化導入の表玄関として発展してきました。

明治22年の市制・町村制の施行に伴い、深浦村（大正15年深浦町となります。）、大戸瀬村、岩崎村が誕生しました。その後昭和28年に施行された町村合併促進法により、昭和30年には深浦町と大戸瀬村が合併し、深浦町となりました。

さらに、平成17年3月31日に歴史的にも地理的にも密接な関係にある深浦町と岩崎村が合併し、新たに「深浦町」が誕生しました。

(3) まちの魅力

深浦町は、豊かな自然と文化に恵まれた魅力的な町であり、食、景観、観光、産業、歴史、暮らしに関連する多様な魅力があります。

食

食に関しては、クロマグロの漁獲量が青森県内では1位を誇り、特にブランド化された「深浦マグロ」は、脂が乗った美味しさが特徴で、ご当地グルメ「深浦マグロステーキ丼」は29万食を超え、発売から10年以上が経過した今でも、地元の名物となり人気を集めています。また、県、町、地元漁協、弘前大学、民間会社が連携して取り組んだサーモン養殖事業は、世界自然遺産「白神山地」の恵みを受けた栄養豊富な水で大切に育てられ、その出荷量も年々増加しています。

景観

景観では、樹齢1000年以上で日本一の巨木である北金ヶ沢の大銀杏が、紅葉の時期である11月中旬から黄金色に色づき、夜間には「ビッグイエロー」としてライトアップされ、暗闇の中で圧倒的な存在感を放ちます。

また、千畳敷の壮大な岩場、行合崎、大岩、森山海岸、ガンガラ穴、象岩などの景勝地、町随一の温泉スポットである黄金崎不老ふ死温泉の海に面した露天風呂は、全国から訪れる人々を魅了し、特に夕陽の美しさが評価されています。さらに、十二湖にある青池はその透明度と美しさで知られ、多くの観光客を引き寄せ、森林セラピー基地の認定を受けている遊歩道の自然散策やトレッキングを楽しむことができます。

産業

漁業では、定置網（大型・小型）、釣り（一本釣り、はえ縄）、底引き網などの漁法によって水揚げされる多種多様な魚介類や海藻類の水産物は、県内外に広く流通されています。農業では、「ふかうら雪人参」が特産品として有名で、雪の下でじっくり熟成された甘みが特徴の人参です。また、夏秋トマトのビニールハウス栽培も盛んで、若手の農家が中心となって高品質なトマトを生産しています。

歴史

歴史的には、江戸時代から明治時代にかけて北前船の風待ち湊として栄え、大阪や京都などからの文化導入の表玄関として発展してきました。このため、上方文化に関する多くの史跡を有し、津軽三十三ヶ所観音霊場の見入山観音や円覚寺があり、特に円覚寺には船絵馬・髻額等の当時を偲ばせる資料が数多く残されています。

暮らし

深浦町の暮らしは自然豊かで静かであり、地域コミュニティのつながりが強く、町民同士の温かい交流が魅力となっています。

2 第三次総合計画について

(1) 計画策定の趣旨

深浦町では、平成27年3月に、『「まち」「ひと」「自然」がつなぐ‘わ’のまちふかうら』を将来像とした第二次総合計画を策定し、現在の暮らしを豊かにするために、また将来の深浦町のために、町内外とのつながりや活力の創出に取り組んできました。

一方で、近年は人口減少社会の進行、大規模な自然災害の発生やコロナ禍、世界各地で発生している紛争により世界的な影響を受け、めまぐるしく変化する状況に対応し、町民のよりよい暮らしのあり方に着目したこれからの時代にふさわしいまちづくりが求められています。

現在の第二次総合計画が令和6年度で終了することを機に、まちづくりを担う多くの主体とともに地域の魅力を高め、町民と行政がともに行動する「新たな10年」を創っていくために、町の「未来設計」となる深浦町第三次総合計画を策定します。

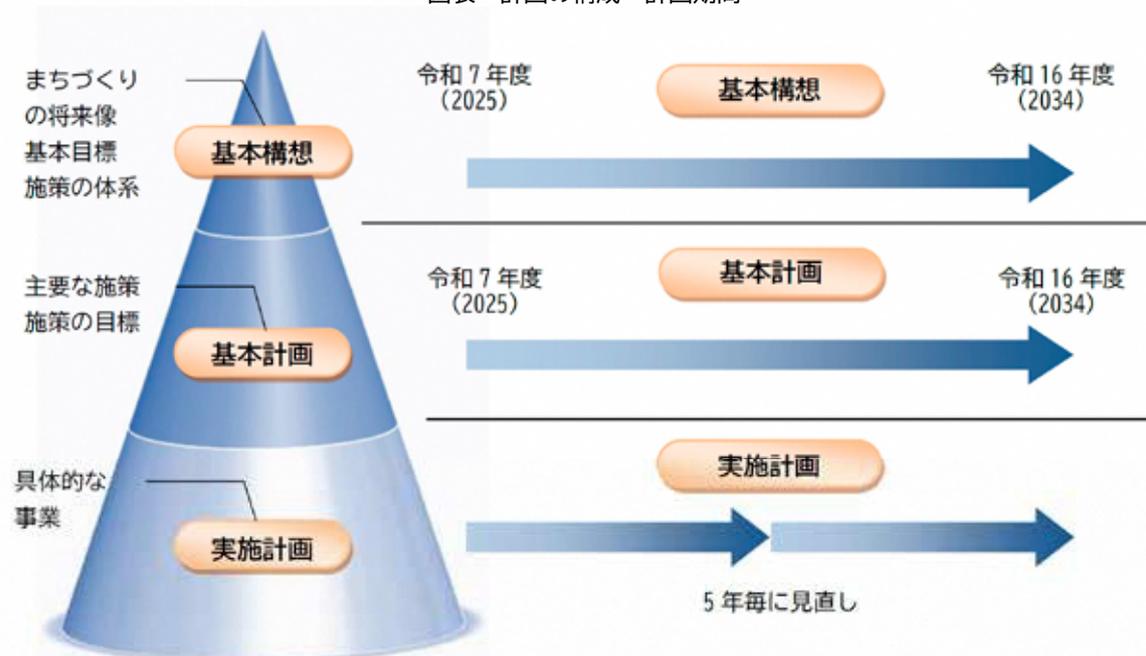
なお、計画の推進にあたっては、健全な財政運営に努めるとともに、町民・地域等、多様な主体がそれぞれの役割を共有し、協働・共創のまちづくりを進めます。

(2) 計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成し、今後のまちづくりの方向性と必要な施策を示し、一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標とします。

また、「基本構想」で示す将来像の実現を目指し、「基本計画」では、今後10年間に取り組むべき施策・事業を掲載し、その中から今後5年間の前期実施計画を作成します。

図表 計画の構成・計画期間



3 計画の位置付けと役割

総合計画は、私たちが目指す将来のまちの姿を明らかにし、今後「このようなまちにしてい
く」という将来像を見据えながら、その実現に向けたまちづくりの方針と方向性、そして基本
的な行政の取組を定める指針と位置付け、以下のような役割を持ちます。

【 総合計画の役割 】

<p style="text-align: center;">役割1</p> <p style="text-align: center;">協働・共創のまちづくりを進める ための共通目標</p> <p>今後のまちづくりの方向性と、必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりが主体的に参画・協働する、まちづくりの共通目標となるものです。</p>	<p style="text-align: center;">役割2</p> <p style="text-align: center;">自立の地域経営を進めるための 行財政運営の指針</p> <p>先行きが不透明な時代の地域経営（町域全体のまちづくりと町の行財政運営）の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための総合的な指針となるものです。</p>
<p style="text-align: center;">役割3</p> <p style="text-align: center;">深浦町らしさ（独自性）を生かす まちづくり</p> <p>町が有する地域資源の良さを再認識しつつ、最大限活用しながら、「深浦町らしさ（独自性）」を生かすまちづくりを推進します。</p>	
<p style="text-align: center;">役割4</p> <p style="text-align: center;">広域行政・広域連携における まちづくりの方針</p> <p>国や青森県、周辺自治体などの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させ連携の基礎的な方針となるものです。</p>	<p style="text-align: center;">役割5</p> <p style="text-align: center;">まちづくりを着実に 推進する進行管理</p> <p>計画を着実に推進していくために、実施計画においてPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階からなるPDCAサイクルによる評価・改善を行うことを想定した計画とします。</p>

さらに、急激に進む少子化や長寿社会、地域経済の低迷への対応といった人口減少が引き起こす様々な課題は、分野を横断して取り組むべき重点課題と捉え、持続可能な発展に向けて新たなニーズや課題に対応した取組を推進します。

そのほか、時代の流れに沿った視点を取り入れつつ、激甚化する自然災害や地球規模の環境保全、地域経済といった社会情勢の変化に柔軟に応えられる内容となるよう留意します。

(1) 分野別の個別計画・まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合

本町ではまちづくりの取組や社会背景、町を取り巻く状況や課題を踏まえ、これまでも多くの分野で個別計画を策定しています。これらの計画は、それぞれの分野で定める法制度や直面する課題などに対応するために、町政運営上、必要に応じて策定してきたもので、本計画で示す将来像を実現するための、より具体的な施策・事業計画と位置付けます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略については、人口減少社会、デジタル化の推進等、今後の分野を横断する重点的な取組として本計画との整合を図ります。

(2) 持続可能な社会の実現を地域の目線で行動していくために

【 SDGs による目標との関連付け 】

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsの目標(17のゴール)は、世界共通の目標であり、本計画においてもこうした流れを踏まえ、各施策にSDGsの目標を関連付け、計画の推進を通じて、持続可能なまちづくりに向けて取り組むこととします。

そこで、本計画においては、基本目標ごとにSDGsの該当する目標(ゴール)を表示し、計画の推進を通じて、SDGsの目標(ゴール)達成に向けて取り組むこととします。



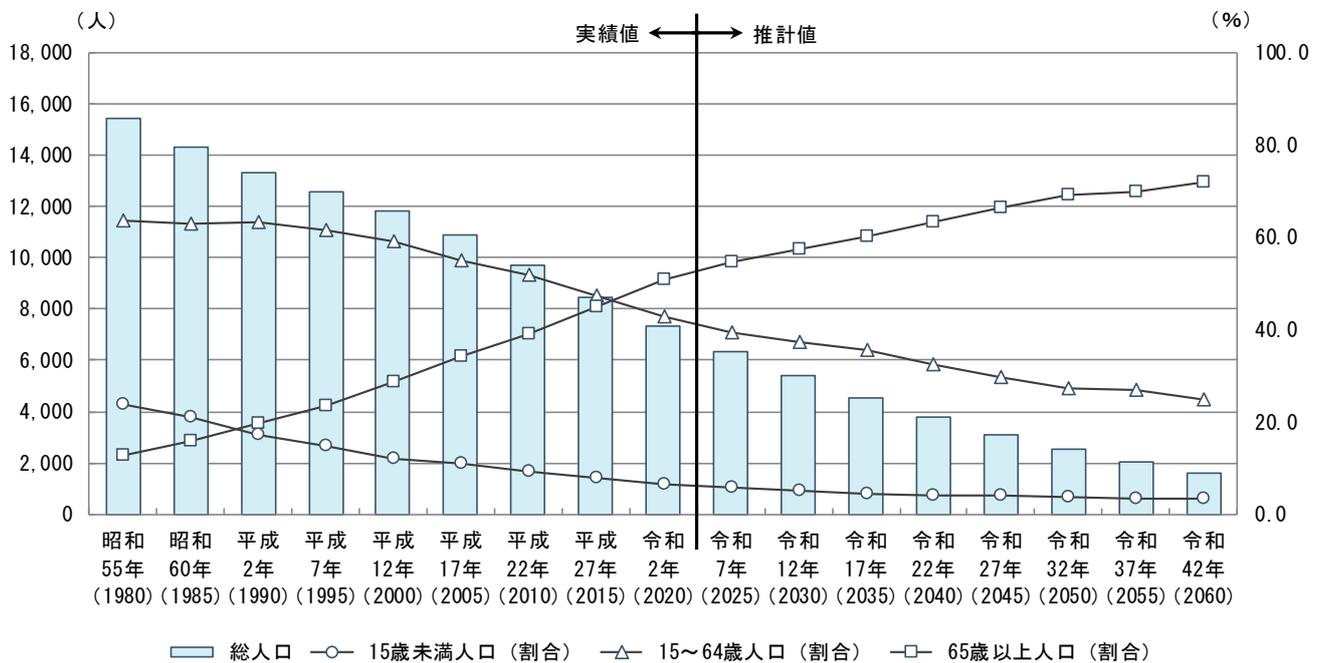
4 町を取り巻く現状と課題

(1) 人口推移

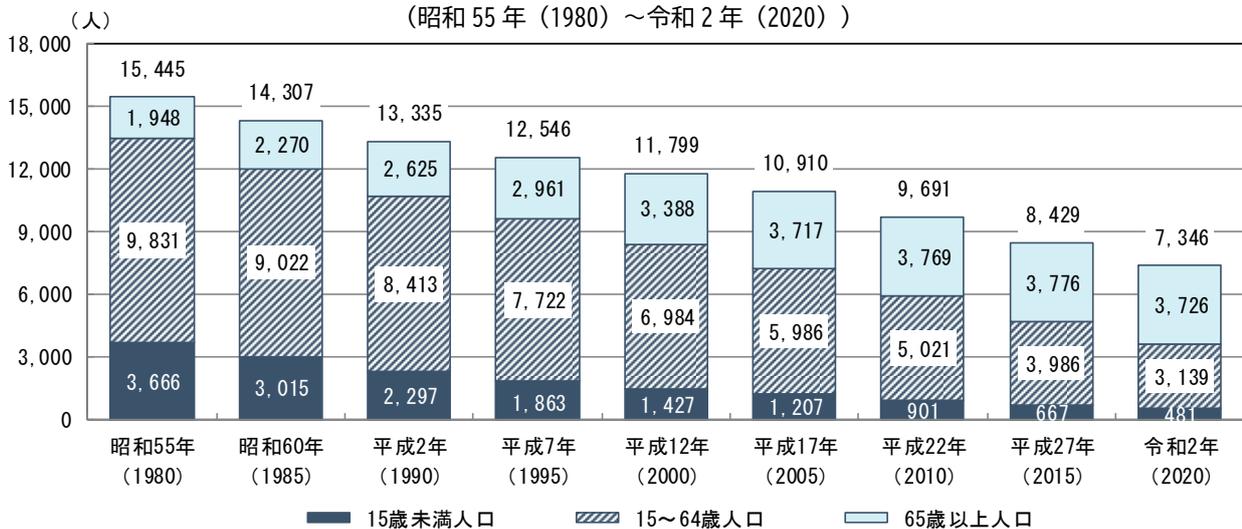
国勢調査の町の人口は、令和2年に7,346人となっており、令和5年12月の国立社会保障・人口問題研究所準拠による推計では、今後も減少推移が続く見込みです。

年齢3区分の構成比による推移では65歳以上割合が増加しており、平成2年には15歳未満人口割合、令和2年には15～64歳人口割合が65歳以上人口割合を下回り、少子化、高齢化の進行がみられます。

図表 人口推移及び将来人口推計（年齢3区分構成比）
（昭和55年（1980）～令和42年（2060））



図表 年齢3区分人口の推移
（昭和55年（1980）～令和2年（2020））



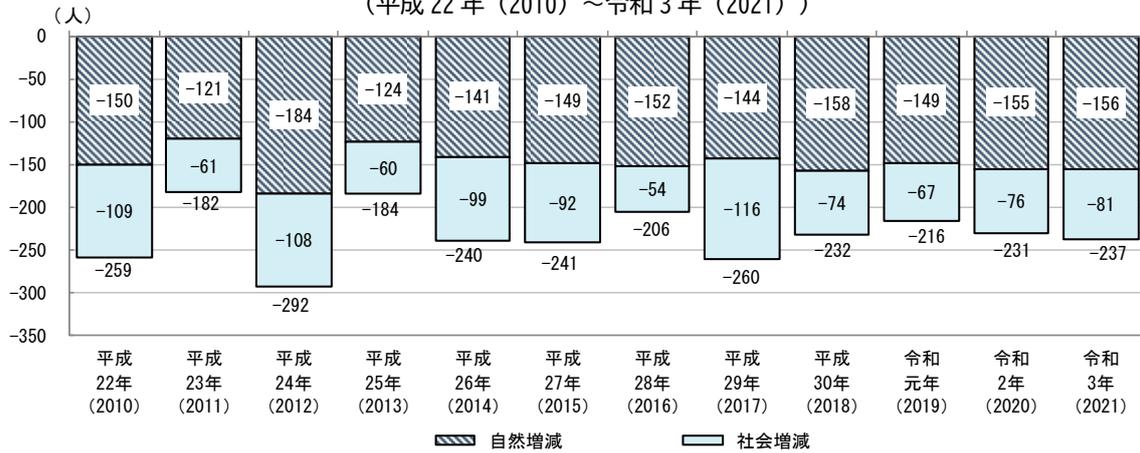
※昭和55年～令和2年は国勢調査人口（総人口は年齢不詳を含みます）

資料：昭和55年～令和2年国勢調査・令和7年以降社人研令和5年12月推計準拠

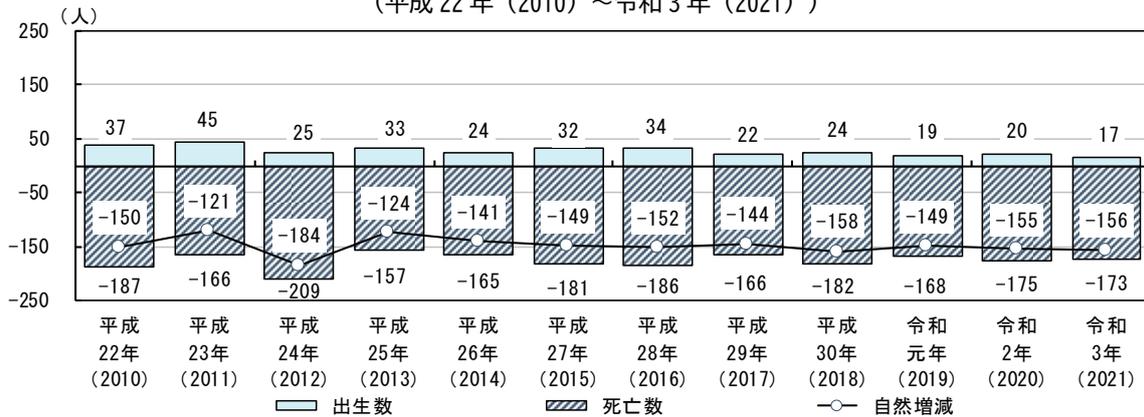
(2) 自然増減・社会増減による人口動態

自然増減（出生数・死亡数）、社会増減（転入数・転出数）の推移から、平成22年以降の人口動態をみると、各年で増減がみられますが、区間全体として死亡数が出生数を上回る自然減、転出数が転入数を上回る社会減が続いており、平均-231.7人/年の人口減となっています。

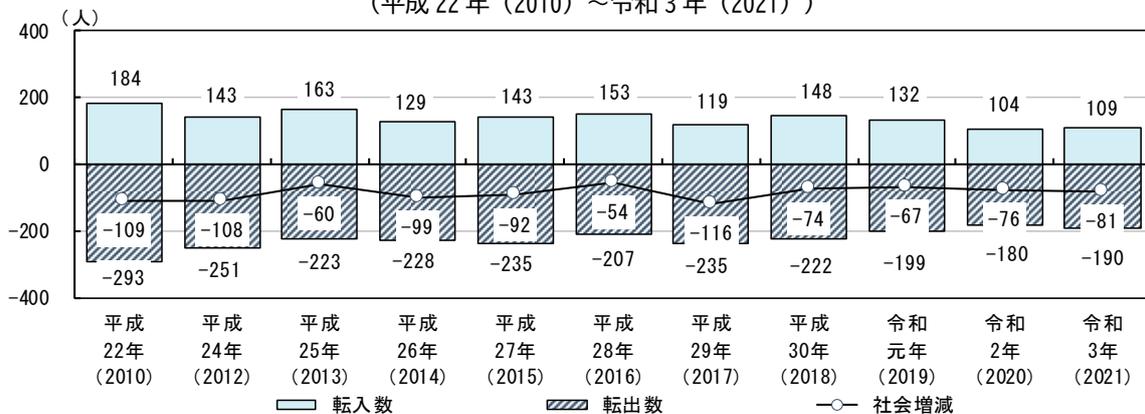
図表 人口動態（自然動態・社会動態）の推移
(平成22年(2010)～令和3年(2021))



図表 自然動態（出生数・死亡数）の推移
(平成22年(2010)～令和3年(2021))



図表 社会動態（転入数・転出数）の推移
(平成22年(2010)～令和3年(2021))

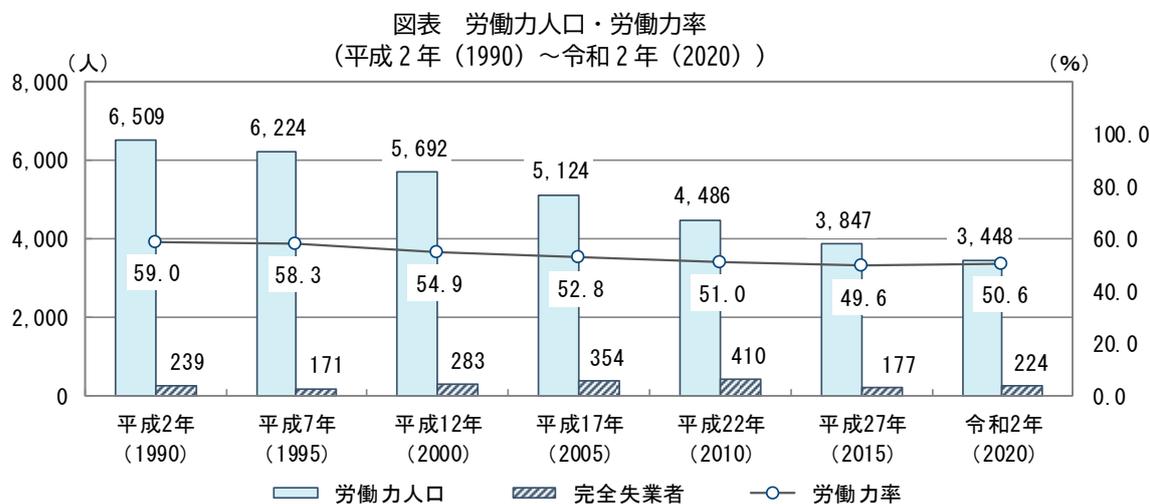


※平成22年～平成29年は日本人移動のみ、平成30年以降は外国人移動を含みます。

資料：平成22年～令和3年人口動態統計

(3) 労働力・就業状況の推移

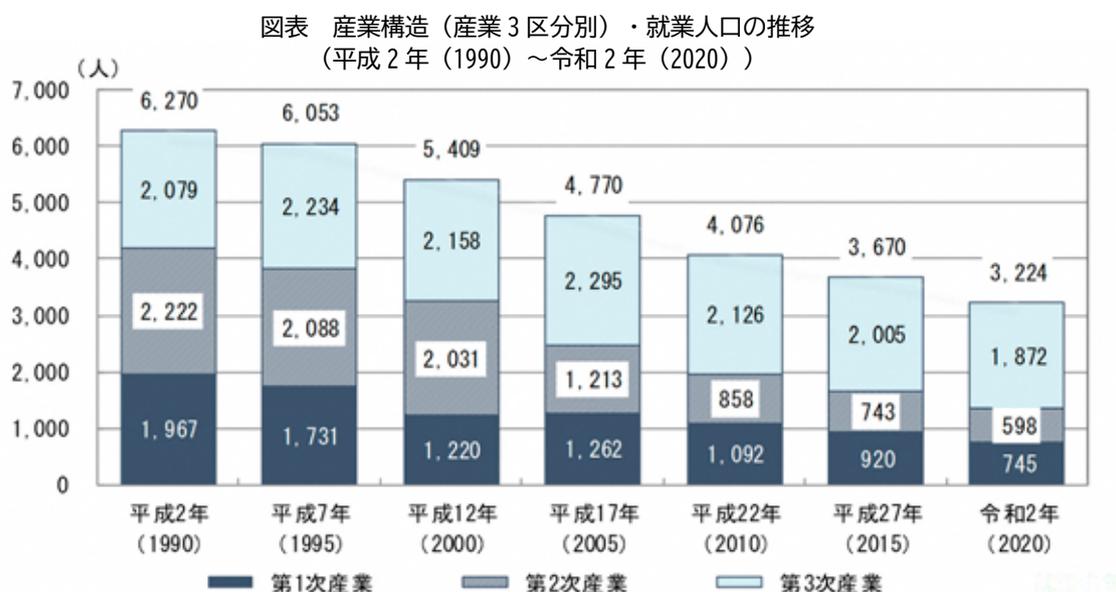
国勢調査による労働力人口は減少推移が続いており、令和2年の労働力人口は3,448人、労働力率は50.6%となっています。



資料：平成2年～令和2年国勢調査

国勢調査による産業別(3区分)就業人口は、労働力人口ともに減少しています。

令和2年の就業者数は3,224人であり、産業構造(3区分)別の就業人口では、第1次・第2次産業の就業人口は減少しており、第3次産業についても平成22年以降は減少に転じて推移しています。



※就業人口の合計は分類不能を含みます。

資料：平成2年～令和2年国勢調査

5 アンケートの結果概要

《 調査概要 》

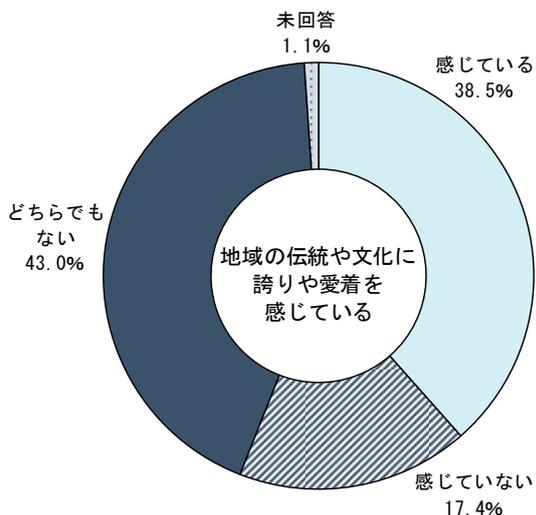
- 調査対象：深浦町にお住まいの15歳以上の方
- 抽出方法：調査対象より1,000名を無作為抽出
- 調査期間：令和5年2月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 回収率：47.0% (470票/1,000票)



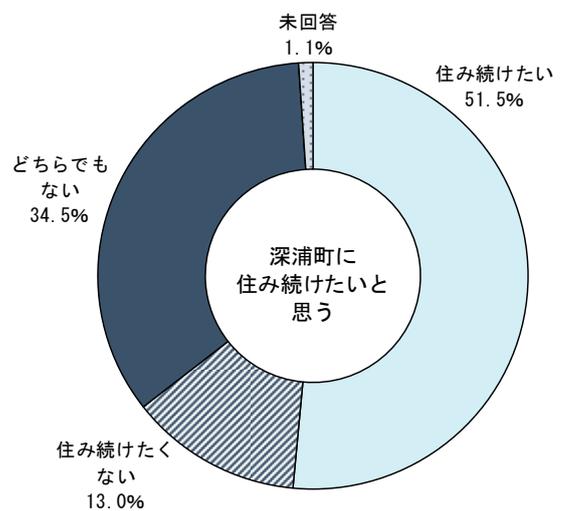
(1) まちへの誇りや愛着・定住意向

- ◎ 地域の伝統や文化への誇りや愛着について、回答のあった町民（回答全体：470人）のうち、4割近く（38.5%）の方は「（誇りや愛着を）感じている」と回答する一方で、「どちらでもない」は4割強（43.0%）と最も多くなっています。
- ◎ 深浦町に住み続けたいと思う町民（定住意向）について、5割強（51.1%）の方が「住み続けたい」と回答しています。
- ◎ 深浦町の魅力や暮らしを向上させるためには、引き続きまちへの誇りや愛着、定住意向を高めていくことが重要となります。

図表 地域の伝統や文化への
誇りや愛着



図表 まちへの定住意向



(2) 分野ごとの満足度・重要度

◎ 町が優先的に取り組むべき重点分野（範囲Ⅰ 満足度：低、重要度：高）として、保健・医療・福祉、産業振興、生活基盤整備・安全安心に関する取組が強く求められています。

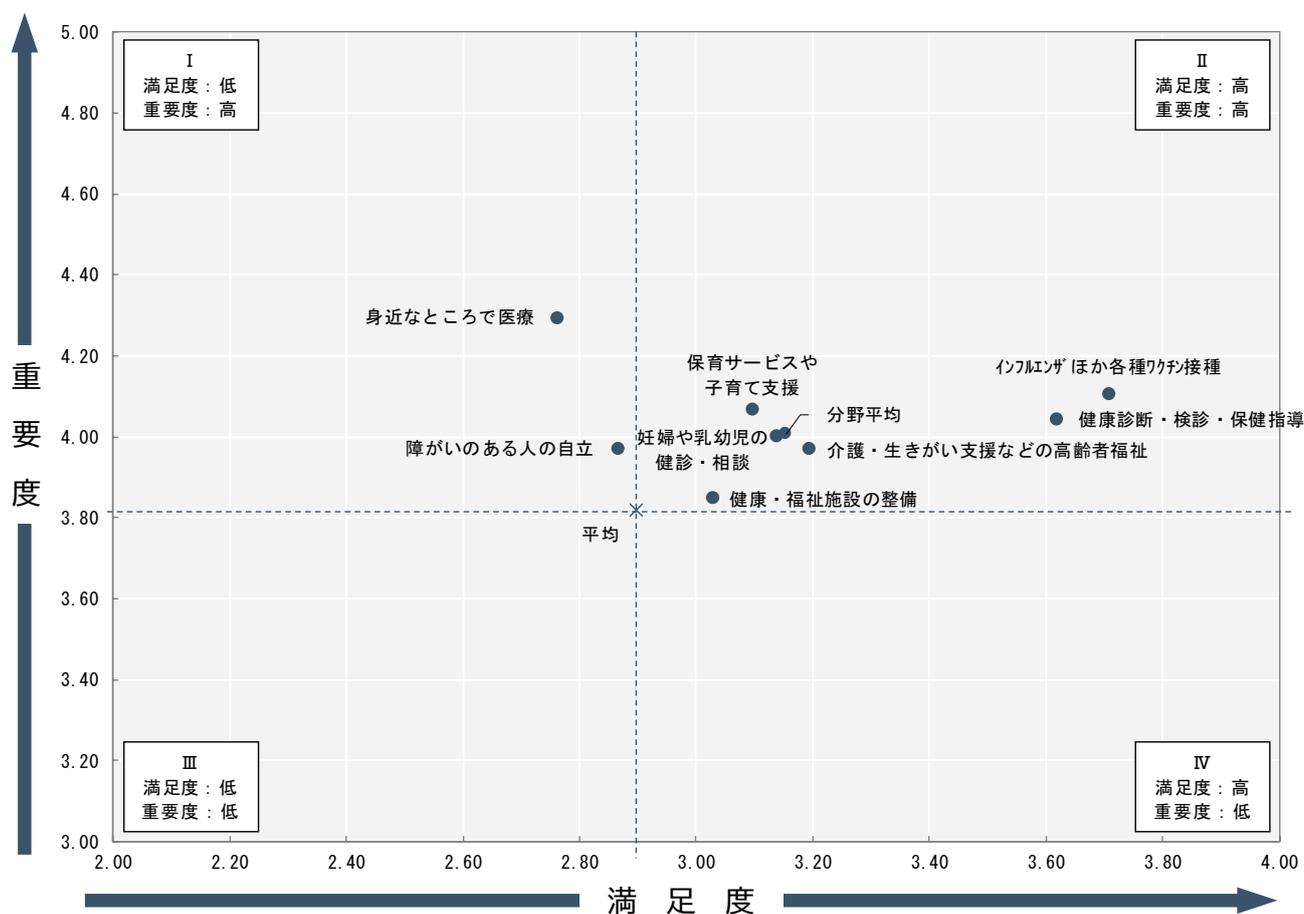
- ・保健・医療・福祉：「身近なところで医療」、「障がいのある人の自立」
- ・産業振興：「安心して働ける場の確保」、「担い手・後継者育成」、「商店や地元企業の活性化」、「地域資源を活かした観光振興」、「観光客をもてなす体制」
- ・生活基盤整備・安全安心：「身自然災害の被害対策」、「道路整備」、「バスや鉄道など公共交通」

① 保健・医療・福祉分野

保健・医療・福祉分野の満足度・重要度を※指数化した結果では、分野の平均は（範囲Ⅱ）に該当しており、分野全体としては満足度・重要度がともに高い取組が多くみられ、引き続き取り組む必要があるとみられます。

町が優先的に取り組むべき重点分野（範囲Ⅰ）に該当する取組では「身近なところで医療」、「障がいのある人の自立」が挙がっています。

図表 保健・医療・福祉分野（9項目）



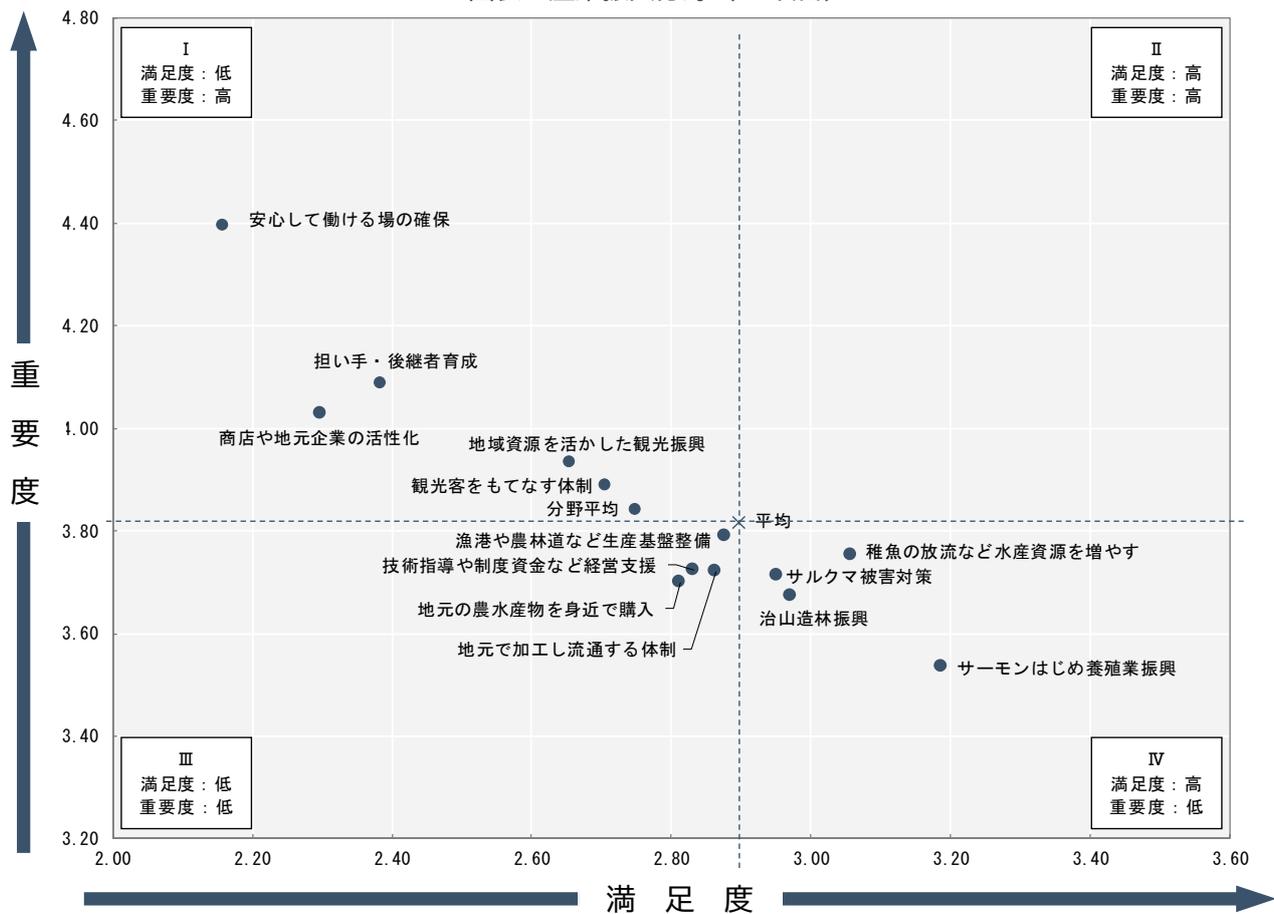
※指数化：（「満足（とても重要）」×5+「まあまあ満足（重要）」×4+「普通」×3+「やや不満（あまり重要でない）」×2+「不満（重要でない）」×1）÷回答数

② 産業振興分野

産業振興分野の満足度・重要度を※指数化した結果では、範囲Ⅰ～Ⅲに多く分布しており、満足度の低い取組が多いことがわかります。また、分野の平均は（範囲Ⅰ）に該当しており、まちづくり全体においても重点分野であることがわかります。

町が優先的に取り組むべき重点分野（範囲Ⅰ）に該当する取組では、「安心して働ける場の確保」、「担い手・後継者育成」、「商店や地元企業の活性化」、「地域資源を活かした観光振興」、「観光客をもてなす体制」が挙げられています。

図表 産業振興分野（13項目）



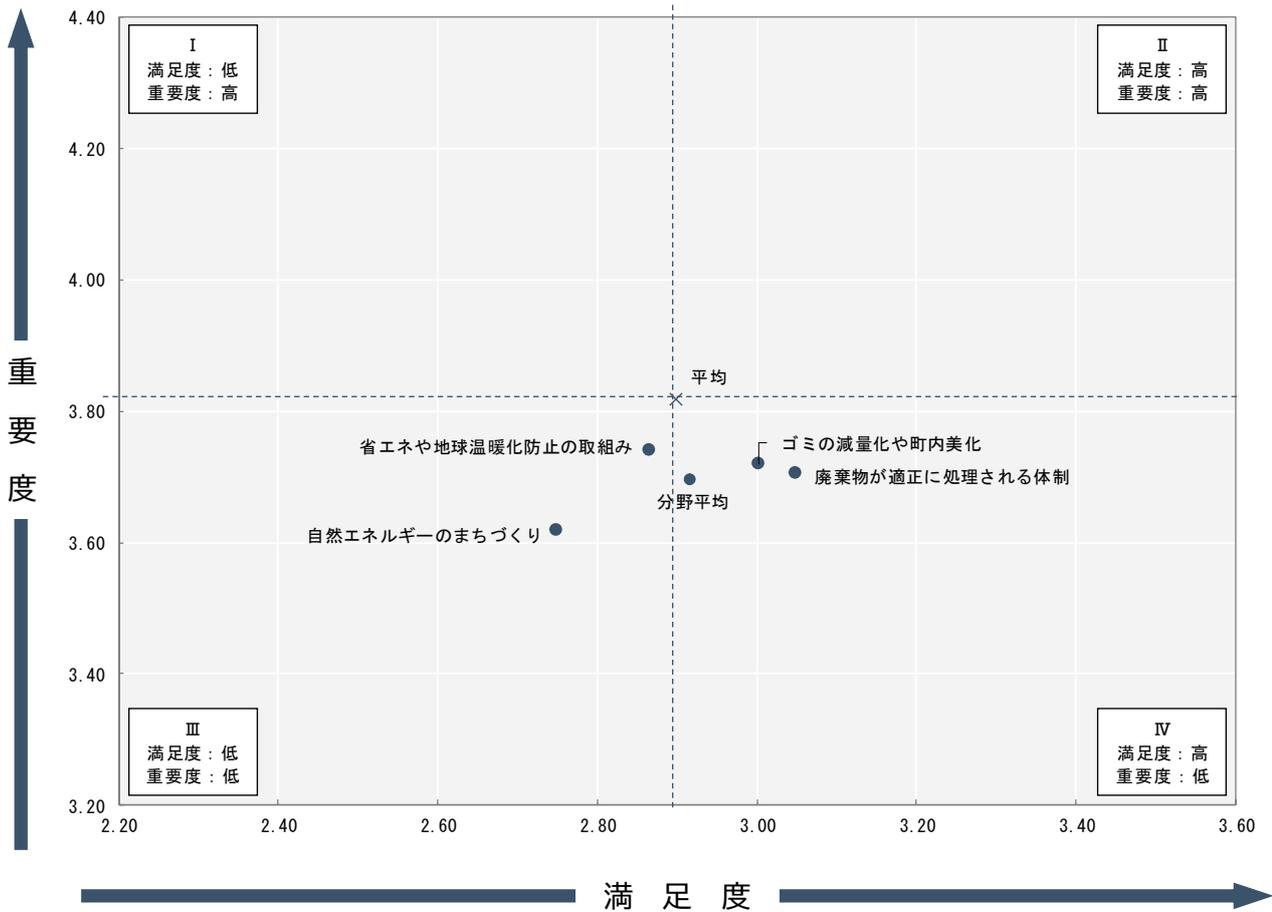
※指数化：（「満足（とても重要）」×5+「まあまあ満足（重要）」×4+「普通」×3+「やや不満（あまり重要でない）」×2+「不満（重要でない）」×1）÷回答数

③ 生活環境分野

生活環境分野の満足度・重要度を※指数化した結果では、町が優先的に取り組むべき重点分野（範囲Ⅰ）に該当する取組はなく、いずれも重要度の低い取組として範囲Ⅲ～Ⅳにかけて分布しています。

特にエネルギー関連の取組は、課題として解決していく必要のある範囲Ⅲに分布しており、満足度を高める取組が求められています。

図表 生活環境分野（4項目）



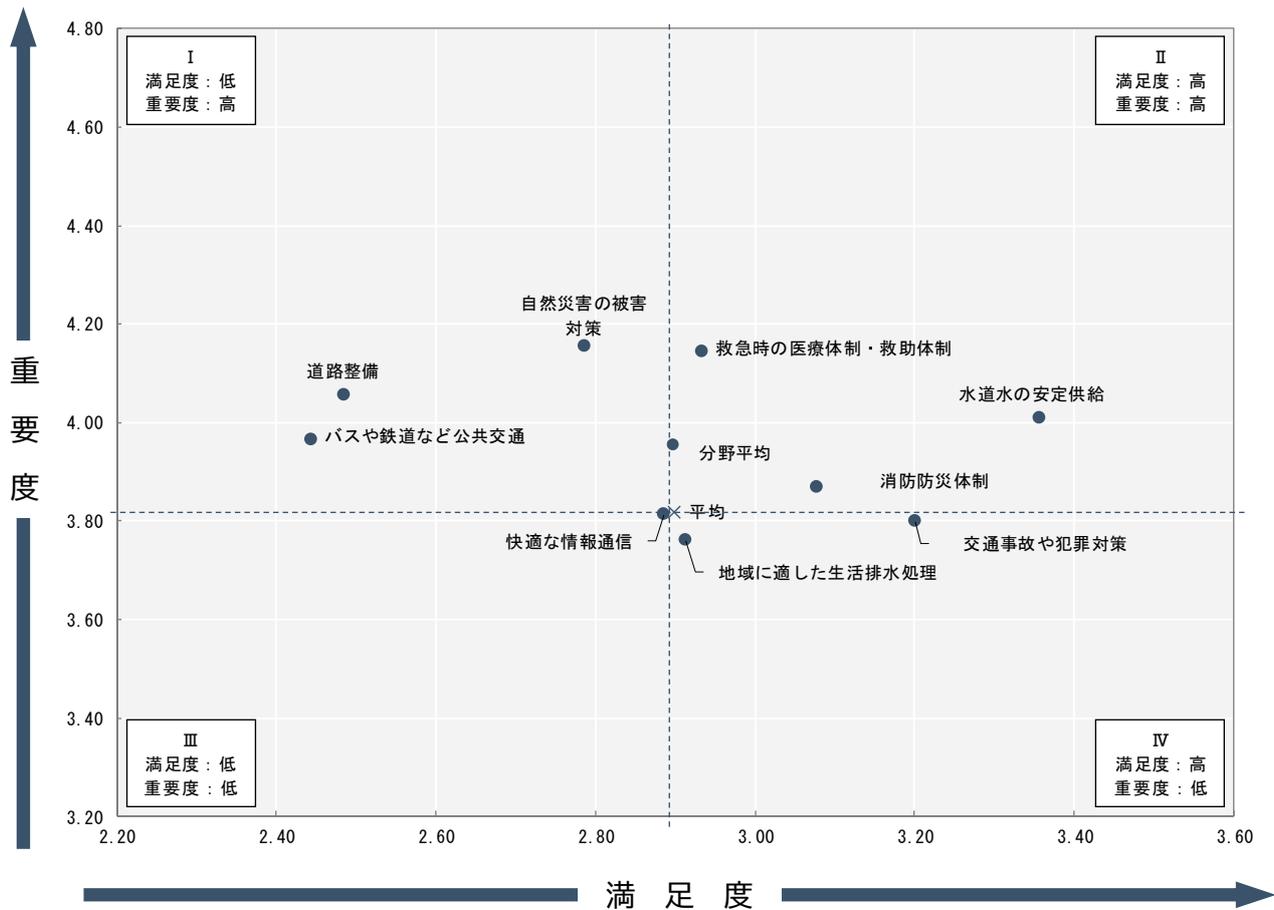
※指数化：（「満足（とても重要）」×5+「まあまあ満足（重要）」×4+「普通」×3+「やや不満（あまり重要でない）」×2+「不満（重要でない）」×1）÷回答数

④ 生活基盤整備・安全安心分野

生活基盤整備・安全安心分野の満足度・重要度を※指数化した結果では、各範囲（Ⅰ～Ⅳ）にまたがる分布となっており、分野の平均は範囲Ⅱに位置しています。

町が優先的に取り組むべき重点分野（範囲Ⅰ）に該当する取組では「自然災害の被害対策」、「道路整備」、「バスや鉄道など公共交通」が挙がっており、暮らしの安全や利便性が重要となっていることがうかがえます。

図表 生活基盤整備・安全安心分野（9項目）



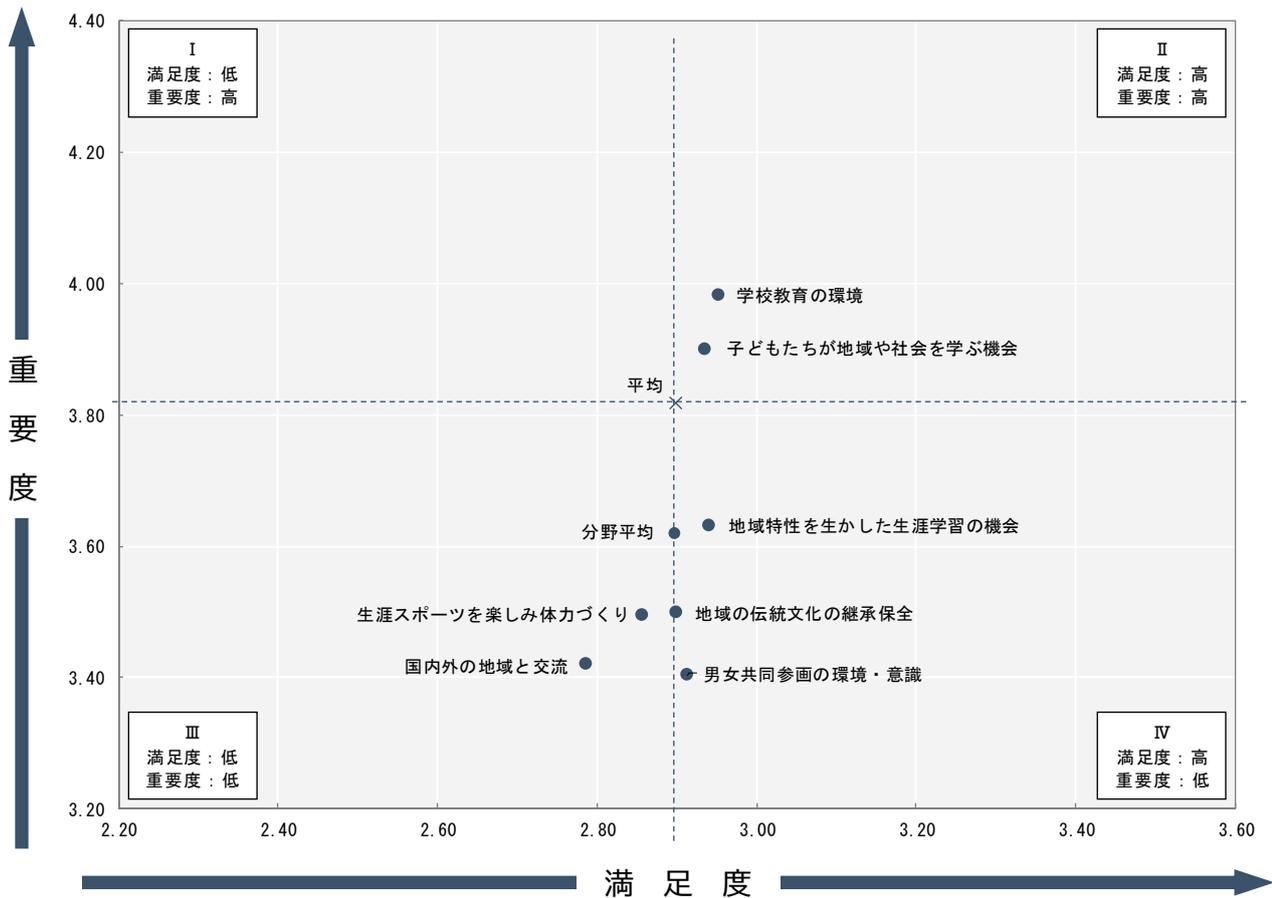
※指数化：（「満足（とても重要）」×5+「まあまあ満足（重要）」×4+「普通」×3+「やや不満（あまり重要でない）」×2+「不満（重要でない）」×1）÷回答数

⑤ 教育・文化分野

教育・文化分野の満足度・重要度を※指数化した結果では、町が優先的に取り組むべき重点分野（範囲Ⅰ）に該当する取組はなく、範囲Ⅱ～Ⅳにまたがる分布となっています。

範囲Ⅱには「学校教育の環境」、「子どもたちが地域や社会を学ぶ機会」が分布しているほかは、いずれも重要度の低い項目となっています。

図表 教育・文化分野（7項目）



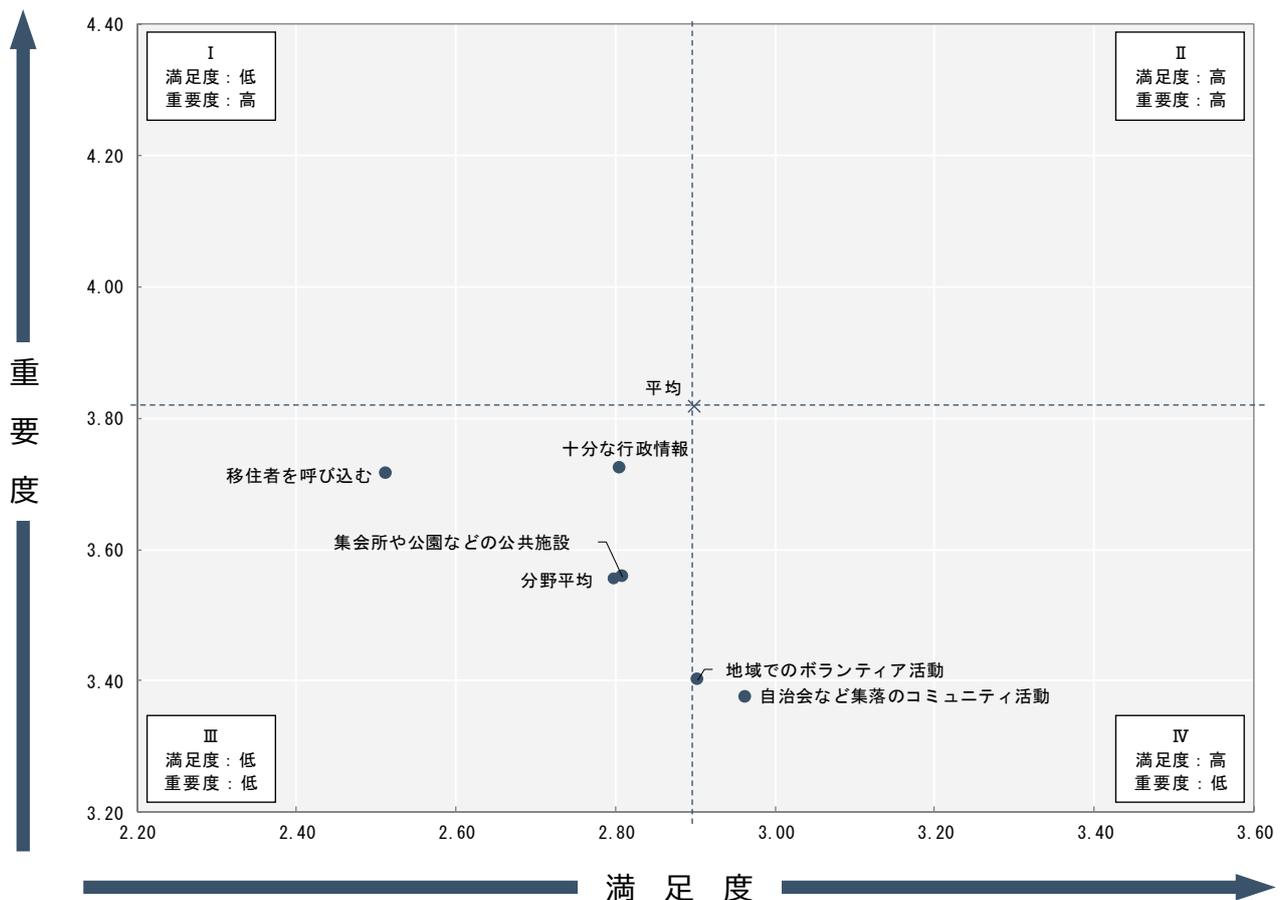
※指数化：（「満足（とても重要）」×5+「まあまあ満足（重要）」×4+「普通」×3+「やや不満（あまり重要でない）」×2+「不満（重要でない）」×1）÷回答数

⑥ 地域活動等分野

地域活動等分野の満足度・重要度を※指数化した結果では、町が優先的に取り組むべき重点分野（範囲Ⅰ）に該当する取組はなく、いずれも重要度の低い取組として範囲Ⅲ～Ⅳにかけて分布しており、分野の平均は範囲Ⅲに位置しており、分野としては満足度を高める取組が多いとみられます。

特に「集会所や公園などの公共施設」、「十分な行政情報」といった行財政関連の取組のほか、人口減少対策の重要な取組である「移住者を呼び込む」も課題として解決して必要のある範囲Ⅲに分布しており、満足度を高める分野横断的な取組が求められています。

図表 地域活動等分野（5項目）



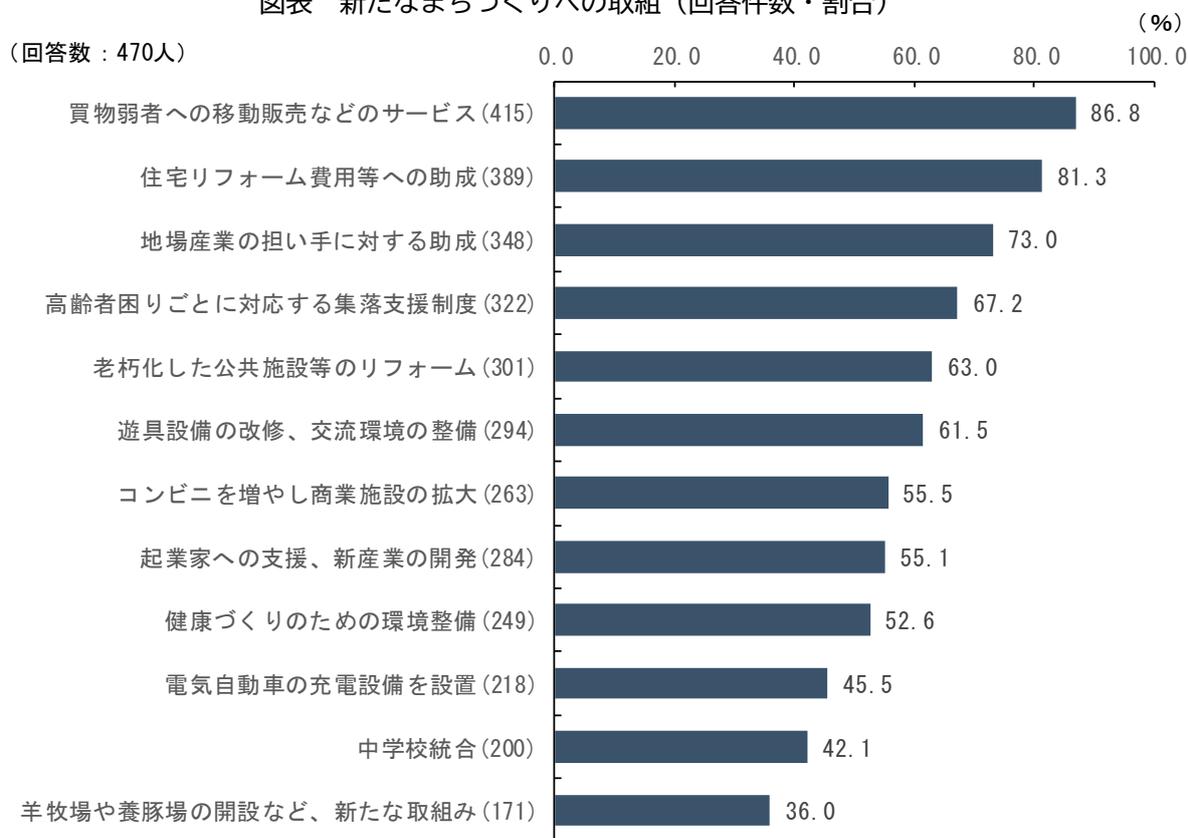
※指数化：（「満足（とても重要）」×5+「まあまあ満足（重要）」×4+「普通」×3+「やや不満（あまり重要でない）」×2+「不満（重要でない）」×1）÷回答数

(3) 新たなまちづくりへの取組

◎ 新たなまちづくりでの支持の高い取組では「買物弱者への移動販売などのサービス」をはじめとする暮らしの利便性向上や安心確保、担い手継承を望む取組が上位にみられます。

新たなまちづくりへの取組について、取組への※支持率（「ぜひ取り組むべき」と「取り組むべき」の合計。）の上位順に割合をみると、「買物弱者への移動販売などのサービス」（86.8%）、「住宅リフォーム費用等への助成」（81.3%）、「地場産業の担い手に対する助成」（73.0%）、「高齢者困りごとに対応する集落支援制度」（67.2%）、「老朽化した公共施設等のリフォーム」（63.0%）が上位に挙がっています。

図表 新たなまちづくりへの取組（回答件数・割合）



※支持数：「ぜひ取り組むべきだ」と「取り組むべきだ」の合計。

なお、棒グラフ内部には支持率（全回答数に占める支持数「ぜひ取り組むべき」「取り組むべき」の割合）を、棒グラフ左側には支持数を表しています。

6 時代認識とこれからのまちづくりに求められる取組

町を取り巻く環境は、社会経済の動向や人々の価値観の多様性ととも刻々と変化し、不確実で将来の予想が難しい状況におかれており、こうした変化に柔軟に対応しながら、町民と行政が協働・連携したまちづくりを推進していく必要があります。平成30年7月に公表された「自治体戦略2040構想」（総務省）にみられるように、今後2040年頃にかけて国内の様々な危機を乗り越え、人口減少下において満足度の高い人生と互いを尊重し合う社会を構築するための新たな取組が求められています。

一方で、近年では新型コロナウイルス等による生活環境の変化や大規模な自然災害など、次々と想定外の出来事が起こっています。

そこで、町を取り巻く時代背景、環境を認識し、「人の動き」、「まち・暮らしの変化」、「産業・経済の動き」、「地方・行財政の変化」の視点から新たな「まちづくり」に求められる取組を整理します。



(1) 人口減少社会の進行と地域活力の低下

- わが国の総人口は、出生数の減少や死亡者数の増加等を背景に、今後も減少が続くと見込まれています。こうした人口減少社会の進行は、労働力人口の減少や経済規模の縮小、高齢化に伴う社会保障費の増大、社会経済や地方財政等、様々な分野で影響を及ぼすことが考えられます。
- 地域社会においては担い手不足による活力や支え合い機能の低下など、暮らしに様々な影響を及ぼすことも懸念されています。そのため※ダブルケアや※ヤングケアラーといった、家庭内で複雑化、複合化する課題に対しては、地域全体で協力して取り組んでいく必要があります。

※ダブルケア：子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のこと。

※ヤングケアラー：親や祖父母などの介護を担っている子どもや若者のこと。

[計画期間に求められる取組]

- 国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口の見通し（令和5年12月推計公表）では、2040年に3,786人と推計されており、様々な分野で引き続き人口減少を抑制する取組が必要となります。
- 人口構造や世帯構造の変化がもたらす諸課題に対応するために、地域コミュニティの活力維持に加え、多様な世代や人材がともに行動する多世代共創の地域づくりが促進され、豊かな地域社会を築いていくことが求められます。

(2) 長寿社会・人生100年時代の到来

- 人口減少と同時に、国の総人口の21%超が65歳以上となる超高齢社会を迎え、日常生活において支援を要する町民に対応するための担い手や、増大する医療・介護費等への対応が喫緊の課題となっています。
- 一方で、わが国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、今後「人生100年時代」の到来が予測されています。100年という長い期間をより充実したものにするためには、世代を問わず、地域で活躍できる機会や場の形成が重要となります。

[計画期間に求められる取組]

- 65歳以上の方々が、仕事や趣味、地域等の機会や場など、生涯を通じて安心して暮らし、活躍できるよう取り組む必要があります。
- 健康寿命の延伸は、増大する医療・介護費等の抑制にもつながります。地域で自立した生活を続けるために、介護予防や孤立の防止など、生涯を通じたきめ細かな支援が求められます。

(3) 子育てのかたちを選択できる社会の実現

- 少子化が進行する中で、子育て家庭が子どもを産み育てる選択ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはじめ、働き方や育児不安等の軽減を図るなど、子どもを安心して育てられる環境づくりを進めることが重要となっています。
- 一方で児童虐待やいじめ、不登校のほか、貧困問題など、子どもを取り巻く状況も深刻であり、政府は、令和5年4月に「こども家庭庁」を創設し、“こどもまんなか社会”の実現に向けて、子どもの最善の利益を第一に考えた取組を強化しています。

[計画期間に求められる取組]

- 結婚、出産、子育ての不安をなくし、安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する暮らし方、働き方に対応し、子育て家庭が、様々な子育てのかたちを選択できる支援が必要となります。
- 子どもの健やかな成長とともに、その過程において、地域への愛着と誇りの醸成、社会感覚を身につけるなど、未来を担う人材として学校・地域・家庭が一体となって子どもの成長を支援する取組が引き続き求められます。

(4) 多様性の受け入れ・地域共生社会の形成

- 地域とともに暮らす様々な人々の国籍・民族、性別（LGBTQ等の性的指向・性自認）、障がいの有無等による違いを認め合う社会の実現が求められており、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方を選択できる環境構築は、将来の地域発展につながる大きな力として期待されています。
- 国においては、人口減少に対応した制度の改革を進めるとともに、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで「地域共生社会」の実現を目指しています。

[計画期間に求められる取組]

- 多様性を受け入れ、町民一人ひとりが、個性と能力を発揮できるよう、互いを認め合い、孤立や疎外感を受けることのない地域づくりが求められています。
- 多様な個性を受け入れる環境は、新たな交流にもつながることから、多世代交流の視点に立った地域づくりを通じて、様々な交流・つながりを創出していくことが、今後さらに重要となります。

(5) デジタル社会の到来

- 近年の情報通信技術（ICT）の進展は著しいものがあり、新しいビジネスの成長や生産性の向上、リモートワークなど、時間や場所にとらわれない働き方も実現され、社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。
- 情報通信機器の使い方や活用において、若者と高齢者の世代間格差、プライバシー、情報セキュリティといった新たな課題も発生しています。

[計画期間に求められる取組]

- 全国的に流行した感染症と共存する新たな日常といった環境変化に対応するため、積極的なデジタル技術の活用によって、人々の生活を良い方向へと変化をもたらす必要があります。
- 新情報化社会がもたらす利点を十分に活用できる基盤を整備するとともに、デジタルデバイド（情報格差）を解消し、町民が平等に情報通信技術（ICT）の恩恵を受けられるよう、利用者をきめ細やかにサポートできる体制の構築が求められます。

(6) 産業構造・地域経済環境の変化

- わが国の産業構造は、技術革新や高度な情報化、多様化する市場ニーズなどの変化を背景に大きく転換しており、IoT や AI を活用することで付加価値の創造や生産性の向上を進めつつ、地域社会の課題解決にも取り組む「※Society5.0」に向けた取組が進んでいます。今後も、新たな事業の拡大や事業活動の再構築など、より高度な専門性や技術が求められることが予想されます。
- 地域産業においては、コロナ禍により疲弊した後の観光需要やビジネス等での人々の新たな交流機会の広がり、地域性を前面に出した商品や体験による“コト消費”等が注目され、経済効果として期待されています。

※Society5.0：AIやIoT、ロボット、ビッグデータ等の革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会の姿とされています。また、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会、超スマート社会とも呼ばれています。

[計画期間に求められる取組]

- 本町においても、就業人口の減少が顕著となっていることから、担い手や後継者の育成による労働力の確保や就業の場の確保が急務となっており、地域特性を生かした産業振興や生産性の向上等、産業基盤の強化がより一層重要となっています。
- 地域経済の活性化や賑わいの創出に向けては、シティプロモーションを通じた観光客や移住希望者を引き寄せる取組や、外部人材の活用、官民連携など、新たなつながりを通じて、地域に新たな活力を創発していくことが求められます。

(7) 地域の安全・安心、強靱化に対する関心の高まり

- 近年の台風や集中豪雨、大規模地震など、自然災害による甚大な被害が重なり、災害に対する安全意識が高まっています。また、消費生活におけるトラブル、インターネットを介した犯罪、高齢者ドライバーによる事故の増加等に対する不安も高まっており、安全・安心の確保は、これまで以上に重要な取組となっています。

[計画期間に求められる取組]

- 近年国内で発生した様々な災害時の教訓を生かし、本町で想定されるリスクに対して被害を最小化するとともに、早期復興を可能とするための減災対策、強靱化に向けた取組が引き続き求められます。
- 町民の安全・安心な暮らしを確保していくためにも、行政による取組に加え、町民生活の中で起こりうる様々なリスクに対し、自らの安全を自らが守るための取組や地域全体で見守り、支え合う地域づくりに取り組む必要があります。

(8) 脱炭素・循環型社会への挑戦

- 地球規模の環境悪化は、地域の自然環境や衛生状態にも様々な影響を及ぼします。そのため、これからの環境対策は、産業部門や行政の努力だけではなく、一人ひとりが限りある資源やエネルギーの有効活用、環境に配慮した暮らし方等について考え、行動することが重要となっています。また、ごみの減量化や資源のリサイクル化、再生可能エネルギーの活用、環境保全活動の推進などにより、限りある資源を有効に活用し、循環型社会を確立していくことが重要となります。

[計画期間に求められる取組]

- 本町では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていく「深浦町ゼロカーボンシティ宣言」を令和3年9月に表明しました。この目標実現に向けて町民や事業者等とともに、身近な地域、暮らしから行動していくことが必要となります。

(9) 不確実で将来予測の難しい時代、持続可能な社会への対応

- 世界的な経済の先行き懸念など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクとなっています。さらに円安の進行のほか、世界的な政情不安等に起因する物価上昇は、これまでの世の中を大きく変える混沌とした状況を生み出し、先行きが不透明な時代となっています。

[計画期間に求められる取組]

- 今後のまちづくりや行財政運営にあたっては、歳入の減少や担い手不足などが行政サービスの提供に深刻な影響を及ぼしかねない喫緊の課題であると認識し、時代の様々な変容に対応できるよう、DX技術の導入をはじめとした行財政改革にスピード感を持って取り組むことが重要となります。

第2部 基本構想

第1章 深浦町が目指す未来の姿

1 まちづくりの基本理念

これからのまちづくりの基本的な考え方（基本理念）として、未来に希望の持てる暮らし、合併以降継承してきた‘わ’（＝和、輪、環、話、津軽弁の‘わ’）のまちの想いを継承し、「暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力を生かすまちづくり ～未来に希望の持てる‘わ’のまちふかうら～」とします。

まちづくりの基本理念

暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力を生かすまちづくり
～未来に希望の持てる‘わ’のまちふかうら～



（基本理念に込めた深浦町の新たなまちづくりの考え方）

私たちの暮らす深浦町が未来に希望を持てる地域となるよう、経済的な安定を得るための職に就き、生計を立て、病院や商業施設につながる公共交通網が整備された暮らしやすさを重視したまちづくりを推進します。

さらに若い世代が安心して家庭を持ち、子育てを楽しく感じてもらえる支援や、未来を担う子どもたちの学び・健全育成につながる環境整備とともに、人生100年をこのまちで暮らし続けることができる支えを充実・強化していきます。加えて地域の魅力を最大限に引き出し、友人や家族と幸せを感じながら過ごす時間や場所など、日常の憩いや賑わいのある、どの世代にとっても暮らしやすい‘わ’（私たち）のまちづくりを町民の皆さんとともに実現していきたいという想いが込められています。

基本理念に掲げる「暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力を生かすまちづくり」が、様々な分野で取り込まれるよう、大切にす視点を次のとおり整理します。

(1) 町民の暮らしに視点を置いた‘暮らし続けたい’まちへ

- 少子化、長寿化、人口減少社会に対応していくために、町民の誰もがいきいきと暮らせるよう、日常の暮らしを大切にすまちづくりを推進します。
- 心身の健康状態や家庭の状況などの変化に関わらず、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、福祉や医療、防災・防犯面の安全性向上など、日々の暮らしの不安が解消される環境づくりや体制の形成を目指します。

(2) 賑わいや活力を生む‘訪れてみたい’まちへ

- まちや町民の暮らしの活力となる地場産業や観光産業を活性化させるとともに、様々な交流を促進させることで、まちの賑わいや活力を生み、個々の成長やまちの魅力の向上につながるよう取り組みます。

(3) 地域資源、歴史・文化など‘魅力を生かす’まちへ

- 本町には、豊かな自然や歴史という貴重な地域資源があります。地域の暮らしや産業は、こうした豊かな自然の恵みや歴史の中で生まれ、育まれてきたものです。
- こうした先人から受け継いだ自然や文化・歴史を生かし、新たな魅力と併せて未来に引き継いでいくとともに、本町の立地性や産業の特性を生かし、深浦町らしいまちづくりを進めます。

(4) 未来に希望の持てる‘わ’のまちへ

- 本町では、これまでも人同士の思いやりやおもてなしといった心の温かさが、‘わ’（＝和、輪、環、話、津軽弁の‘わ’）の言葉とともに育まれています。
- 町民が未来に希望を持てるようにしていくために、‘暮らし続けたい’、‘訪れてみたい’‘魅力を生かす’取組とともに、‘わ’に込められた想いをこれからも大切にし、まちづくりに生かしていきます。

2 目指すまちの姿（将来像）

少子化、長寿化が進行する中で、これからのまちづくりを推進していくためには、私たち一人ひとりが、厳しい社会環境を認識し、それを乗り越えていくための持続可能なまちづくりが求められています。

そこで、基本理念に基づくまちづくりを推進するために、これからも深浦町の未来を町民の皆さんと共に創っていききたいという思いから、今後 10 年後に暮らしていきたいまちの姿（将来像）を『みんなと共に未来を創る“ふかうらまち”』とし、分野別に基本目標を定め、暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまちを目指します。

10 年後の深浦町（将来像）

みんなと共に未来を創る“ふかうらまち”

〔 将来像を実現するための分野別の目指す姿 〕

（基本目標）

- 基本目標 1 「暮らし」 日常もいざというときも安全安心なまち
- 基本目標 2 「産業・地域経済」 地域に活気と賑わいを興すまち
- 基本目標 3 「保健・医療・福祉」 一人ひとりに寄り添い、支え合うまち
- 基本目標 4 「教育・文化」 人を育み、郷土の魅力を未来へつなぐまち
- 基本目標 5 「環境保全」 地域と地球の未来のために挑戦するまち
- 基本目標 6 「交流」 想いをかよわせ、新たな流れをつくるまち
- 基本目標 7 「住民協働・行財政運営」 持続可能な明日を築くまち



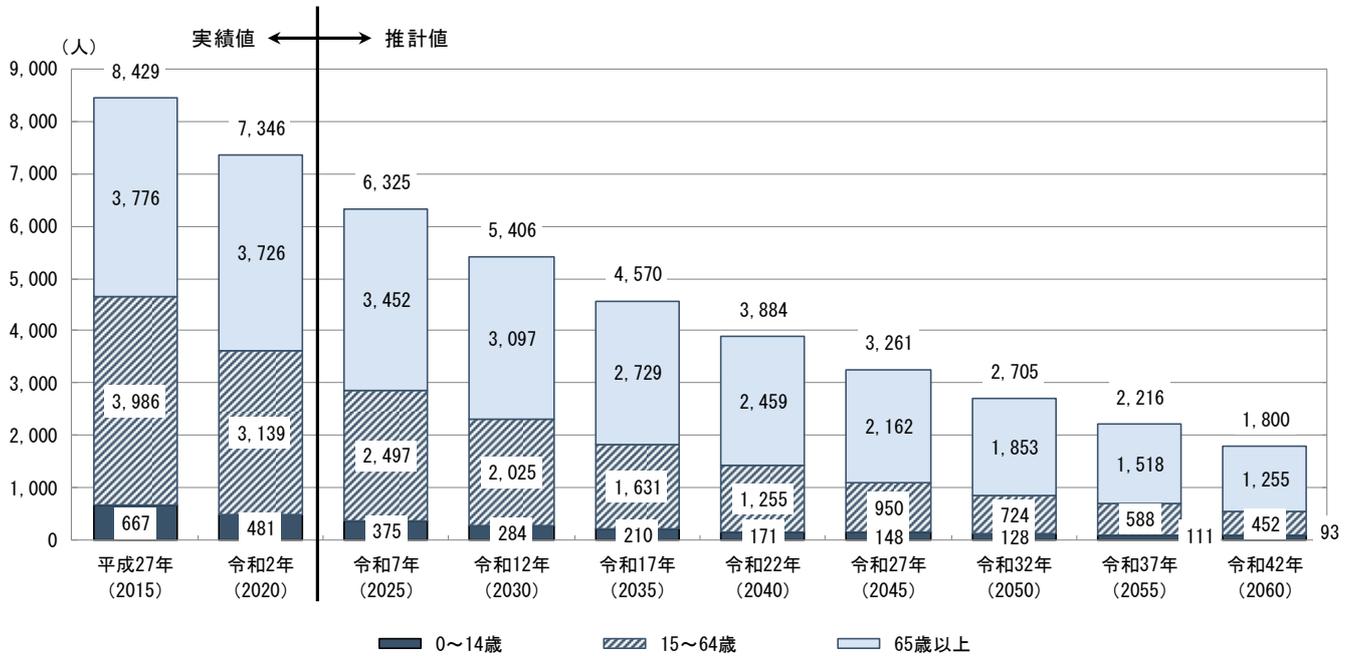
第2章 将来人口の推移と目標人口

総人口の推移状況として、深浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2060年の将来人口を1,800人とする目標を掲げています。

一方で、国立社会保障・人口問題研究所の推計（1,629人）と2060年の目標人口（1,800人）には、約170人の差が生じており、引き続き人口減少の抑制に向けた取組が求められます。

図表 将来目標人口
(平成27年(2015)～令和42年(2060))

将来人口の目標値：令和42年(2060年)の総人口1,800人
令和22年(2040年)の総人口3,884人



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～14歳	667	481	375	284	210	171	148	128	111	93
15～64歳	3,986	3,139	2,497	2,025	1,631	1,255	950	724	588	452
65歳以上	3,776	3,726	3,452	3,097	2,729	2,459	2,162	1,853	1,518	1,255
総数	8,429	7,346	6,325	5,406	4,570	3,884	3,261	2,705	2,216	1,800

※年齢不詳の存在により、年齢3区分の人口を足し合わせても総人口に一致しない場合があります

資料：深浦町人口ビジョン

第3章 まちづくりの基本目標

将来像に掲げるまちを実現していくために、分野ごとの基本目標として、次の7つをまちづくりの基本目標とします。

基本目標 1 「暮らし」～日常もいざというときも安全安心なまち～

[基本目標]

未来の深浦町を住み慣れた地域で心地よく暮らせるために、日々の暮らしの安全安心とともに、暮らしを支える都市機能が充実したこれからも暮らし続けたいと思える幸福感のある生活環境を形成します。

こうした世代を問わず暮らしやすい環境を実現していくために、生活の基盤となる道路や公共交通網の整備に取り組み、利用しやすい環境を整備します。

また、空き家等の適正管理や憩いの場、集いの場となる居場所づくりに取り組むなど、職住近接の暮らしが生み出す快適な生活環境を形成します。

さらに、近年頻発する大規模な自然災害や交通事故、犯罪被害等に対し、誰もが安全に安心して生活できるよう、いざというときに大切な生命と財産を守る安全対策の強化、日常における様々な不安の解消を図り、町民の暮らしを守ります。

[施策の展開]

- 1-1 道路・公共交通
- 1-2 住環境
- 1-3 防災・消防
- 1-4 生活安全（防犯・交通安全）

基本目標 2 「産業・地域経済」 ～地域に活気と賑わいを興すまち～

[基本目標]

豊かな自然の恵みを資源とした農業をはじめ、暮らしに活気と賑わい、交流をもたらす商工業、観光業が、未来の深浦町の発展を支え、町民の生計を立てる基盤となるために、各分野の産業活動の活性化に引き続き取り組みます。

また、人材不足、後継者不足が課題となる中で、町が将来にわたって持続可能な発展を果たすためにも、産業におけるデジタル化の推進を転換期と捉え、官民共創による取組をはじめ、地域産業の成長を支援し、働く環境を創出します。

特に観光業では、豊かな自然や景観、観光資源を活用することで、町の魅力を最大限に発揮し、人々が町に訪れたいくなるような賑わいを興すまちづくりを推進します。

[施策の展開]

- 2-1 農林業
- 2-2 水産業
- 2-3 商工業
- 2-4 観光業
- 2-5 新産業の育成・雇用

基本目標 3 「保健・医療・福祉」 ～一人ひとりに寄り添い、支え合うまち～

[基本目標]

未来の深浦町の誰もがこの社会にとって大切な一員として、町民一人ひとりが健康でいきいきと暮らせるよう予防重視の健康づくりとともに、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた健康づくりを推進します。また、安心して子どもを産み、成長の喜びを実感しながら子育てができる環境の整備や支援の充実を図ります。

さらに、地域での支え合いに加え、保健・医療・福祉の多様な主体が包括的、重層的に関わる支援体制を構築し、誰もがいきいきと自分らしくいられるよう、必要な生活支援を含め、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

[施策の展開]

- 3-1 健康づくり・保健活動・医療体制
- 3-2 地域福祉
- 3-3 子育て支援
- 3-4 高齢者福祉・介護保険
- 3-5 障がい者福祉
- 3-6 社会保障

基本目標4 「教育・文化」～郷土の魅力を未来へつなぐまち～

[基本目標]

町民一人ひとりが先行き不透明な未来に柔軟に対応し、様々な分野で個性や能力を発揮することは、自身の生きがいや、自ら学ぶ力、豊かな人間性を育むほか、まちの活力や交流等、継続的な発展にもつながります。

そこで、未来の深浦町を担う一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性を形成していくために、学校教育や青少年健全育成活動を通じて、地域で子どもたちを育みます。

また、町民の参加意欲を高め、人生100年時代の主体的な学びや地域、世代間の集い、活動が、知識や人とのつながりを生むよう人生を健康で豊かにし、自らの可能性を最大限伸ばせるよう生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を推進するほか、地域行事や歴史、文化財等、郷土文化の保存・継承に取り組みます。

[施策の展開]

- 4-1 学校教育
- 4-2 家庭教育・青少年健全育成
- 4-3 生涯学習・スポーツ活動
- 4-4 地域の歴史文化

基本目標 5 「環境保全」 ～地域と地球の未来のために挑戦するまち～

[基本目標]

地球規模での環境の悪化は、何かしらの形で地域の自然環境へ負荷をかけ、衛生環境にも影響を及ぼします。

未来の深浦町では、様々な環境問題について地域の目線で考え、ごみの発生抑制や再資源化、不法投棄の防止に取り組むなど、日常生活や企業活動において、環境への負荷を抑制し、自然と共生できる循環型社会の実現を目指します。

また、安全な水を安定供給する上水道、衛生的で健康な生活の安全を支える生活排水処理等、自然と共生する暮らしにふさわしい衛生環境を確保します。

さらに、令和6年2月に商業運転を開始したグリーンパワー深浦風力発電所をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進のほか、循環型社会の実現など、脱炭素社会に向けた取組を包括的に推進します。こうした取組を通じて令和3年9月に表明した2050年までに二酸化炭素(CO₂)排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、一人ひとりの行動を変えていけるよう町民・事業者・行政の「オール深浦」で挑戦します。

[施策の展開]

- 5-1 自然環境
- 5-2 循環型地域社会
- 5-3 衛生環境（上下水道・生活排水）

基本目標 6 「交流」 ～想いをかよわせ、新たな流れをつくるまち～

[基本目標]

人口減少が進む中で、未来の深浦町が、これからも「訪れたい」まちとして選ばれるために、様々な機会を通じてまちの魅力を発信し、町内外の人やまちとのつながりを広げ、お互いの心がかよう交流活動を進めることで、交流人口や関係人口の拡大につながるよう取り組みます。

また、移住希望者が希望を持って移り住めるよう、きめ細かな支援体制を構築するなど、町への新しい人の流れを創り出します。

[施策の展開]

6-1 地域間交流

6-2 移住・定住・出会い

基本目標 7 「住民協働・行財政運営」 ～持続可能な明日を築くまち～

[基本目標]

未来の深浦町が持続可能な発展を遂げていくために、地域活動を担う人材・団体の育成を支援するとともに、多様な主体との連携や協力体制の構築、活動の拠点の充実を図り、住民参画と協働を進めます。また、地域や家庭で互いを認め、権利を尊重しながら、一人ひとりが活躍できる地域共生社会を形成します。

また、地区の担い手の減少により懸念される地区の景観や水源かん養機能の保全等、様々な地区で支えが必要な取組に集落支援員等の導入を検討するなど、地域共同活動による地区環境の保全、課題解決の体制づくりを推進します。

さらに、人口減少による税収の減少、インフラを含む公共施設の老朽化など、将来の様々な課題に対応すべく、町内第三セクターの健全化を推進するなど、安定した財政基盤のもとで、職員一人ひとりが町民からの信頼ある職務を果たす人材として活躍する、持続可能な未来を築く行財政運営を目指します。

そのほか、生活圏の拡大、地域課題や社会ニーズが複雑化・多様化する中、事務の効率化に向けて、近隣自治体をはじめ、官民との広域的な連携を推進します。

[施策の展開]

- 7-1 住民協働
- 7-2 人権・男女共同参画
- 7-3 行財政運営

第3部 基本計画

基本計画について

1 基本計画の目的と計画期間

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けて、基本方針の施策を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

また、今後町民とともにまちづくりを進める指針として「計画期間に実現を目指すまちの姿」「私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）」を明示します。

(2) 計画期間

計画期間は、令和7年度～令和16年度の10年間の計画とします。

基本目標1 「暮らし」

～日常もいざというときも安全安心なまち～

施策1-1 道路・公共交通

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 道路・公共交通の整備と維持管理が進み、町内外へのアクセスなど、誰もが利用しやすい移動・輸送を支えています。
- 冬期の道路管理体制が強化され、除雪作業の効率化と冬期の安全な交通が確保されています。
- 公共交通機関とコミュニティバスによる複数の交通手段を効率的に組み合わせた移動が可能となり、町内の移動がより便利になっています。



施策を取り巻く環境

- 本町の道路網は、国道101号を主軸として、町道や生活道路が整備されていますが、冬期の除雪や道路幅員、歩道整備など、安全性と利便性の向上が引き続き求められます。また、非常時においても道路の有する機能が十分発揮されるよう、整備する必要があります。
- 公共交通においては、今後の高齢化や人口減少に伴い、公共交通の利用者が減少傾向にあり、持続可能な交通網の維持が困難になり、町民の生活に支障をきたすことが考えられます。
- 地域間の連携や交流を促進するための交通ネットワークの重要性が高まっています。本町においても、周辺地域との連携を強化し、観光客をはじめ本町を訪れる人が、道路や公共交通の整備が求められます。
- アンケート結果によると、「道路整備」や「バスや鉄道など公共交通」に対する満足度が低く、利便性向上を求めています。高齢者や障がいのある人など、移動に制約のある人々の生活を支えるために、鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバスのそれぞれの特徴を生かしつつ、利便性を考慮した公共交通のあり方を検討する必要があります。

町取組（主要施策）

1-1-1：道路網の整備

- 予防保全型の維持管理を進め、計画的で効率的な舗装修繕を実施し、安全安心・快適な道路網の環境整備を図ります。
- 踏切の安全性向上を図るため、北金ヶ沢 20 号線踏切改良工事を実施します。

1-1-2：橋梁・トンネル等の安全対策

- 町が管理する橋梁について、長期的な視点から合理的な維持管理・更新コストの最小化・平準化を図るため、深浦町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検・修繕等を実施します。
- 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、岩崎トンネル落石防止対策を行います。

1-1-3：除雪体制の整備

- 冬期間の道路交通を確保するため、老朽化している大型除雪機械等の更新を行い、冬期道路ネットワークを確保します。

1-1-4：公共交通機関の維持・コミュニティバスの運行

- 町内バス路線の運行維持に向けた取組を継続しつつ、町民の移動手段として必要不可欠なバス路線に対し、路線の維持・存続のための補助など、各種支援に努め、公共交通の維持・存続に取り組めます。
- 町内バス路線やタクシーを補完するものとして、本格稼働したコミュニティバスの運行を継続し持続可能な公共交通機関として、町民の移動手段の確保と利便性向上に努めます。

1-1-5：町内公共交通の検討

- 町内バス路線やタクシー、コミュニティバスなどの公共交通の連携、福祉輸送との棲み分けを図ることで、利便性が向上する仕組みづくりを検討します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 身近な道路への環境美化に協力するなど、関心を高め、町道や橋梁等について危険箇所や改善が必要な点を見つけた際は、町へ情報提供を行いましょう。
- 道路の清掃活動や除雪作業などのボランティア活動に参加し、地域の交通環境の維持に貢献しまししょう。
- 公共交通機関の利用を積極的に心がけ、その存続を支援しまししょう。
- 高齢者や障がいのある人の移動を地域全体でサポートし、互いに助け合う環境づくりに努めまししょう。

施策1-2 住環境

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 空き家の適切な管理と利活用、住宅のリフォームなどにより、快適で安全な住環境が確保されています。



施策を取り巻く環境

- 住宅に対するニーズが多様化する中、世代を問わず多くの町民にとって暮らしやすい良好な住環境を整備し、本町に「住みたい」、「住み続けたい」と思える安全安心・快適な住環境への誘導を図るための支援が求められています。
- アンケート調査では、新たなまちづくりへの取組として「住宅リフォーム費用等への助成」が81.3%と住宅の改修やリフォームへの要望が高いことがわかります。そのため、老朽化した住宅の改修や性能向上を支援する制度を設けることが求められます。
- 近年、人口及び世帯数の減少に伴い、老朽化が進み適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが、全国的に社会問題となっており、適正な管理と倒壊等の危険性がある空き家等への対策が必要です。
- 空き家等は本来、その所有者、管理者、または占有者が適正な維持管理に努める必要があるため、空き家等の適切な管理の重要性及び管理不全な空き家等がもたらす諸問題について所有者等の理解と意識の醸成が重要となっています。

町の取組（主要施策）

1-2-1：住宅リフォームの推進

- 町内建設業者等の施工により町民の方が行う既存住宅の耐久性・耐震性などのリフォーム工事を支援し、安全・安心で快適な住環境とともに、地域経済の活性化を図ります。

1-2-2：空き家対策の推進

- 深浦町空き家等の適正管理に関する条例施行規則等に基づき、町の助言若しくは指導または勧告にしたがって措置を講ずるものに対する助成を継続し、良好な住環境の保全に努めます。
- 空き家対策には、専門的な知識や技術を持つ人材が必要となるため、必要に応じて専門的な知識や技術を持つ人材の育成や外部からの専門家の招へいなどについて検討します。

1-2-3：公営住宅の維持管理

- 既存の公営住宅の適正な維持管理に努め、必要に応じて入居ニーズ、耐用年数、建物の状況等を踏まえ、建替え、長寿命化を図るための改修、解体、廃止を推進します。

1-2-4：環境美化活動の推進

- 清掃活動をはじめとした環境美化活動を推進し、町民とともに住環境、景観の維持に努めます。

1-2-5：憩いや交流の場の整備

- 町民の憩いや交流、レクリエーション、健康増進など、誰もが安全安心に利用できる公園・広場の適正な維持管理に努めます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 空き家、空き地の管理は、所有者が責任を持って行いましょう。継続して管理することが困難な場合は、支援制度等の活用や専門的な助言を受けるなど、空き家、空き地が管理不全のまま放置されることのないよう心がけましょう。
- 地域の清掃活動に参加し、きれいな地域づくりに貢献しましょう。
- 安全で安心して暮らせるために、住宅の耐震化について理解を深めましょう。

施策1-3 防災・消防

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 自然災害に対する備えが充実し、各家庭や地域での防災・減災対策が進んでいます。
- 町民や消防団と連携した防災体制の充実により、地域の防災力が向上しています。
- 高齢者や障がいのある人など要配慮者の避難支援体制が確立され、誰一人取り残さない防災対策が実現しています。



施策を取り巻く環境

- 近年、気候変動の影響により、豪雨、台風、地震などの自然災害が頻発し、その規模も甚大化しています。本町においても過去の災害事例を踏まえ、防災・減災対策を強化する必要があります。
- 高齢化が進むことで、避難行動要支援者の増加や自主防災組織の担い手不足が懸念されます。災害から町民の生命と財産を守るため、町民の防災意識を高めるとともに、高齢者や障がいのある人などへの支援体制を強化し、消防団とともに地域全体で防災に取り組む体制づくりが必要です。
- 本町の消防救急体制は、鯉ヶ沢地区消防事務組合を中心に深浦消防署を拠点とした消防車や救急車を配備し、火災や救急搬送に対応していますが、町域が広範囲であること、高齢化が進んでいることもあり、地域の実情に即した消防救急体制の強化が求められます。

町の取組（主要施策）

1-3-1：自然災害による防災・減災事業の推進

- 地域の自然、歴史文化等に配慮しながら、西つがる国土強靱化地域計画に基づき、災害発生時における交通の確保、地域の安全性を高めます。
- 近年の大規模災害等を踏まえ、側溝等の補修・改良を行うことで道路の排水機能を改善し、災害を防除します。
- 急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、防災関係機関と連携を図り、地域の自然、歴史文化等に配慮しながら、擁壁の設置、斜面安定工事等を実施し、町民の安全を確保します。

1-3-2：民間住宅等の耐震化の促進

- 住宅の耐震化を促進するため、耐震診断、耐震改修に対する補助を行い、耐震診断の結果、耐震性なしと判定された既存木造住宅の耐震化率の向上を図ります。

1-3-3：地域の防災意識・自主防災活動の活性化

- 町民の防災意識の向上及び防災活動の活性化を図るため、各地区における自主防災組織の育成を支援するほか、各種防災訓練を継続して実施します。

1-3-4：災害時の情報伝達の維持・強化

- 深浦町防災行政情報伝達システムの適切な運用・保守を行い、災害発生時における迅速かつ的確な情報伝達体制を維持します。
- ※LoGo チャットを使い、災害現場と災害対策本部がリアルタイムでコミュニケーションを図り、災害現場情報の迅速な共有化に努めます。

※LoGo チャット：

地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続し運用されている高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（LGWAN）環境で使用でき、自治体内、複数自治体間、支所、外部事業者をリアルタイムにつなぐ自治体専用ビジネスチャットのことです。

1-3-5：消防体制・救急救命体制の強化

- 老朽化した消火栓の更新整備及び消防水利基準に満たない地域への消火栓の新設を継続し、災害発生時の初期消火体制を強化します。
- 高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の整備を計画的に進め、救急救命体制の充実を図ります。

1-3-6：消防団活動の充実

- 地域防災の中核を担う消防団員の確保及び資質向上のため、若い消防団員及び女性消防団員の任用を促進するとともに、消防教育の充実強化を推進します。
- 消防団員数の減少に伴い、消防団の合併・統合等を考慮しつつ、消防活動の拠点となる消防屯所の整備及び計画的なポンプ車両、資機材の更新について検討を進めます。

1-3-7：救急医療・搬送体制の構築

- 休日、夜間、緊急時における救急医療体制の充実を図るため、初期救急医療における在宅当番医制や二次救急医療における近隣自治体、医師会、関係医療機関等との連携による効率的な救急患者搬送体制の維持、構築に取り組みます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 自然災害に備え、家庭や職場での防災用品の備蓄や防災訓練等に取り組みましょう。
- 消防団や自主防災組織の活動に協力し、地域の防災力向上に貢献しましょう。
- 災害時の高齢者や障がいのある人等の避難支援に協力しましょう。

施策1-4 生活安全（防犯・交通安全）

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 日常の暮らしの安全が確保され、安心して暮らせる地域となっています。
- 町民の防犯意識が高まり、犯罪発生や特殊詐欺等の被害件数が減少しています。
- 交通ルールの遵守が徹底され、交通事故が減っています。



施策を取り巻く環境

- 交通安全・防犯対策は、地域の安全安心の確保に向けて警察や行政だけでなく、地域や家庭、学校、団体、事業者等、地域が一体となった取組が求められます。
- 近年、特殊詐欺やサイバー犯罪など、犯罪の手口が多様化・高度化しており、町民が安全安心に暮らせる社会の実現が求められており、本町においても犯罪に対する対策を強化する必要があります。
- 全国で高齢者ドライバーによる交通事故が多くなっていることから、高齢者の運転免許返納支援や公共交通の利用促進など、引き続き高齢者の安全な移動手段の確保に向けた取組が必要となっています。

町の取組（主要施策）

1-4-1：防犯対策の推進

- 警察署・防犯協会各支部と連携し、パトロール等の防犯活動を計画的に実施し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現します。
 - 防犯対策推進及び防犯活動の支援

1-4-2：消費者対策の強化

- 消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する講座の開催、広報媒体での情報発信などを通じて、消費者の知識向上を図ります。

1-4-3：交通安全対策の推進

- 警察署・交通指導隊各支部と連携し、交通事故未然防止を図るため、交通安全指導を行う団体の街頭指導や啓発活動などの計画的な実施を支援します。
- 交通の安全を確保するため、警察等の関係機関と連携し、信号機や横断歩道、カーブミラーなどの交通安全施設の整備・充実を図るなど道路環境の改善に取り組み、交通事故の防止に努めます。

-
- 高齢運転者の安全運転支援や運転免許証の自主返納後の支援に引き続き取り組みます。
 - 通学路における安全確保のため、教育委員会、道路管理者、警察等が連携し、児童生徒の事故防止対策に取り組みます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 防犯意識を高め、地域ぐるみで行う防犯・交通安全活動に積極的に参加しましょう。
- 交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

基本目標 2 「産業・地域経済」

～地域に活気と賑わいを興すまち～

施策 2-1 農林業

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 地域の実情に即した生産基盤が整備され、安心かつ安定した農業経営基盤が確立されています。
- 地域資源を生かした新たな特産品の開発など、農林業者の所得向上につながる取組が進んでいます。
- 魅力ある生産基盤で、新規就農者をはじめ、意欲ある担い手が育っています。



施策を取り巻く環境

- 本町の農業は米や野菜の栽培が中心ですが、高齢化と担い手不足が大きな課題となっています。持続可能な生産基盤を維持していくためにも、農地の遊休化の抑制とともに、農地の保全と時代に合った生産体制の構築や気候変動に適應した対策を図る必要があります。
また、野生動物による農作物被害が深刻化することがないように、鳥獣被害対策を強化し、農作物の安定生産を確保する必要があります。
- 森林は木材の生産だけでなく、水源かん養、土砂災害防止、地球温暖化防止など、多面的な機能を有しています。本町は豊富な森林資源を有していますが、伐採や管理の担い手が減少しているため、森林の適切な管理や活用を通じて森林荒廃の未然防止と森林の持つ多面的機能の維持増進に取り組む必要があります。

町の取組（主要施策）

2-1-1：農業基盤の整備

- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地維持、水路管理、環境負荷の低減、景観形成など、農業者等が主体的に行う活動を支援します。
- 畑作農業の安定化を図るため、水源や農業用水の確保、用水路の整備などのほか、天候に左右されない施設園芸農業の推進に向けた支援策の充実を図ります。
- 農産物の輸送効率向上、農作業の省力化を図るため、農道整備を行います。

2-1-2：農地・耕作放棄地対策の推進

- 農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し、協力金を交付します。
- 中山間地域等における農業生産活動の維持を図るため交付金を交付し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持、地域資源の保全に取り組みます。

2-1-3：鳥獣被害・害虫駆除対策の推進

- 農作物への鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置、捕獲活動の支援、緩衝帯の整備など、総合的な対策を実施し、農業者の経営安定化を図ります。また、専門業者への委託、猟友会との連携などにより、効果的な駆除を実施します。
- 水稻の病害虫防除を効率的に行うため、航空防除を推進します。防除薬剤の散布、オペレーターの育成などを支援し、農薬の使用量削減、農作業の省力化を図ります。

2-1-4：農業経営の安定化

- 農業経営の安定化を図るため、経営所得安定対策を実施します。米、麦、大豆などの主要農作物に対する交付金、収入減少に備える農業保険への加入を促進し、農業者の経営安定を支援します。

2-1-5：農産物の産地化・高付加価値化の推進

- 新たな野菜産地を開発するため、栽培技術の導入支援、販路開拓支援などを行います。地域の特産品となる野菜の生産振興、農業者の所得向上を目指します。
- 農業者の規模拡大、集約化を促進するため、ハウス団地を造成します。新規就農者の育成、地域農業の活性化を図ります。

2-1-6：地域畜産の振興

- 肉用牛の品質向上を図るため、優良な雌牛の導入を支援します。繁殖能力の高い雌牛の導入、飼育技術の向上などを支援し、畜産農家の経営安定化を図ります。
- 町有牧場を適切に管理し、畜産農家の育成、優良な家畜の生産を支援します。放牧地の維持管理、飼育技術の指導などを行い、地域畜産の振興を図ります。

2-1-7：担い手育成の推進

- 地域農業の担い手を育成・支援するため、研修機会の提供、経営相談、資金調達支援などを行い、新規就農者の育成、若手農業者の経営発展を支援します。
- 新規就農者の経営安定化を図るため、経営開始時の早期の経営確立を支援します。
- 農山漁村における地域経済を支える仕組みづくりや集落のコミュニティ機能を維持するため、集落営農組織や農林漁業法人等を「地域経営体」として育成し、担い手となる地域経営体を核とした※農村 RMO による各種取組を推進します。

※農村 RMO：

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことであります。

2-1-8：森林環境・林業基盤の整備

- 森林の持つ多面的機能を維持・増進するため、森林所有者に対し、間伐、植栽、獣害対策などの森林整備活動を支援します。
- 森林の健全性を保つため、松くい虫、ナラ枯れなどの森林病虫害に対する防除対策に努めます。薬剤散布、被害木の伐採、予防対策などを行い、森林資源の保護に努めます。

2-1-9：森林の適正な管理と整備による森林経営

- 森林の適正な管理と整備により「持続可能な森林づくり」を推進し、森林の持つ多面的機能を維持・発揮させるとともに、「深浦町林業振興ビジョン」に掲げる事業を実施することで林業と木材産業の再生と林業を基軸とした地域振興につなげます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 農道や施設等の整備、維持管理に協力して取り組みましょう。
- 次の世代へ本町の農業を継承するために、就農意欲のある者の情報提供を行うなど、担い手育成を支援しましょう。
- 町内で生産される農産物の魅力を再認識し、地元の農産物を購入、食材に利用するなど、地産地消を心がけ、地元の農産物を応援しましょう。
- 新たな技術を活用した農業、林業に関心を持ちましょう。

施策2-2 水産業

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 漁獲量の安定や持続可能な資源管理と高付加価値化により、漁業者の所得向上が実現し、地域経済を支える重要な産業となっています。
- 若い世代が積極的に水産業に参画し、基幹産業の活性化につながっています。



施策を取り巻く環境

- 本町沿岸は、広い漁場を有し、多種多様な漁業が営まれているが、磯根資源や漁獲金額の減少、漁業者の高齢化や漁協所有施設の老朽化が進み、漁業経営は厳しい状態が続いています。
- 持続可能な漁業に向けて、種苗放流や養殖業等によるつくり育てる漁業を推進するとともに、次世代に向けた漁業の担い手を確保し、漁業経営の安定化を図る必要があります。
- 漁港施設においては老朽化が進み、安全な漁業活動に支障をきたす可能性があります。そのため漁港施設の改修や機能強化を図り、漁業者の安全確保と効率的な漁業活動を支援する必要があります。

町の取組（主要施策）

2-2-1：漁港機能の維持・保全

- 漁港施設の老朽化対策等を実施し、漁港機能を維持・保全することで漁業者の安全確保、水産物の安定供給及び老朽化対策、耐震対策等を実施します。

2-2-2：水産環境・環境美化の推進

- 水産資源の生育環境を保全するため、藻場の造成、岩盤清掃などを行うほか、魚礁の設置を進めます。
- 漁場の環境美化を図るため、海岸清掃、漂着ごみの回収などを行います。

2-2-3：漁業経営の安定化

- 水産資源の持続的な利用、漁業者の経営安定化を図るため、新たな漁業技術の導入支援、漁船の近代化支援、販路拡大支援などを行います。
また、水産物の流通・加工拠点の整備を行い、水産物の付加価値向上、漁業者の所得向上を図ります。
- 漁業コストの削減を図るため、減速航行や協業化に向けた取り組みを支援します。

2-2-4：水産資源の確保・地域ブランド化の推進

- サケ、マス、ヤリイカ、ウニ、ナマコなどの水産資源を増やすため、種苗放流、養殖業などを推進します。
- 気候変動への適応や気候、海況に適した魚種、増養殖方法などを開発するため、試験研究を行い、漁業者の所得向上、水産資源の確保に取り組みます。

2-2-5：水産物の品質の向上

- 浜の活力再生プランに基づき、単価向上を図る「活メ、脱血」等や、消費者目線を意識した鮮魚取扱の意思統一を推進します。
- 鮮魚の品質保持、衛生管理に関する知識を向上させるため、漁協、漁業者、仲買人、小売業者などを対象とした研修会、講習会を開催します。

2-2-6：就労対策・担い手育成

- 漁業への就労を促進するため、漁業体験、研修制度の充実、就業相談などを行い、新規または後継者として漁業経営できる環境づくりを支援します。
- 次世代を担う子どもたちに対し、魚食の重要性、地元の魚の美味しさを伝える食育活動を推進します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 漁港施設等の整備、維持管理に協力して取り組みましょう。
- 地元の水産物を積極的に消費し、水産業を応援しましょう。
- 海洋環境保全活動に積極的に参加し、豊かな海を守りましょう。
- 新たな技術を活用した水産業に関心を持ちましょう。

施策2-3 商工業

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 資金、人材面での支援を活用し、企業において経営基盤の強化が図られ、地域経済の底上げ、活性化につながっています。
- 多様な主体と連携し、地域の特産品の販路開拓が図られています。



施策を取り巻く環境

- 地域経済の活性化を図るために、商工会との連携のもと、商工分野において取り組む中小企業の成長支援・経営安定などの施策により、経営体質・基盤の強化に取り組む必要があります。また、町民の消費拡大を促すなど、地域経済の底上げを図る必要があります。
- 地域の特産品については売上げ拡大に向けた取組が必要であり、商品のPRとともに、インターネット販売の支援や展示会への出展支援などを通じて、販路開拓を促進する必要があります。
- アンケート結果では、新たなまちづくりへの取組として「買物弱者への移動販売などのサービス」が86.8%と消費者目線での取組を求める意見が高いことがわかります。そのため、地元消費を喚起するための取組とともに、消費者ニーズに対応した環境づくりが求められています。

町の取組（主要施策）

2-3-1：商工業活動への支援

- 地域経済の健全な発展を図るため、商工会による小規模事業者への経営改善及び発達支援を実施して、経営分析・新たな販路拡大による需要拡大を図り、地域産業の活性化につなげます。

2-3-2：事業者支援による地域経済の活性化

- 魅力あるまちづくりとその活性化に向けて、深浦町開発振興基金運用規則等に基づく振興資金の貸付運用を行うほか、町内事業者への経営支援、創業支援を強化することで、地域経済の活性化を図ります。
- 廃業や事業縮小などによる空き店舗の有効活用を図るほか、関係機関や専門家と連携しながら、事業者が安心して事業承継に取り組める支援環境を構築します。

2-3-3：特産品の販路拡大

- 事業者に対して、特産品の開発、既存商品の改良支援、商談会への出展支援を行います。
- 本町の特産品（マグロ、雪人参、トマトなど）の販売促進を図るため、商品の PR 活動や展示商談会出展、企業訪問、海外輸出等関連事業を積極的に展開するほか、インターネット販売の強化、ふるさと納税の活用などを行うことで、食産業事業者の販路拡大を支援します。
- 地域で生産された農林水産物を直接販売する直売施設を整備し、生産者の所得向上、地域への新鮮な食材の提供、観光客誘致など、多角的な効果を目指します。

2-3-4：6次産業化の推進

- 地域資源を活用した新たな商品・サービスを開発するため、6次産業化を推進します。新たな加工品の開発や加工施設の整備支援、販路開拓支援、人材育成などを行い、地域経済の活性化を図ります。

2-3-5：未利用資源有効活用

- 地域の農林水産資源のうち、これまで利用されていなかった資源（未利用魚、規格外農産物など）を有効活用するための取組を推進します。

2-3-6：消費拡大に向けた支援

- 「ふかうら全町大売出し事業」を実施し、町内消費の喚起と商工業者の売上げアップ、商工会の共通商品券を活用し、広く町内に還元されるような仕組みづくり、状況を踏まえ対応の検討を行います。

2-3-7：買物支援に向けた検討

- 民間事業者と協力し、町民の移動手段でもある交通や買物環境といった町民の生活利便性の向上につながる買物支援について検討を行います。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 地元の商店や企業を積極的に利用し、地域経済を応援しましょう。
- 地域の特産品の魅力を再認識し、地元の農畜水産物の魅力や安全性を多くの人に発信していきましょう。
- 経営に関する困りごとは商工会に相談するなど、経営の安定化に努めましょう。

施策2-4 観光業

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 白神山地をはじめとする豊かな自然と食、温泉などの観光資源が最大限に活用され、国内外から多くの観光客が訪れる魅力的な観光地となっています。
- 地域全体で観光客を温かく迎え入れる“おもてなし”の体制が整い、観光客満足度が向上しています。
- 十二湖を拠点として、季節を問わず観光客を惹きつける通年観光に向けたメニューの開発や整備が進んでいます。



施策を取り巻く環境

- 本町は白神山地や深浦マグロなど、自然環境を中心に豊富な地域資源を有していますが、交通アクセスなどが原因で観光客の滞在時間が短くなっています。季節による観光客の変動も大きく、通年での集客が難しい状況にあります。
- 今後も魅力的な観光地としての価値を維持していくために、観光施設の改修など、観光客が快適に過ごせる環境を整備するほか、深浦町ならではの観光メニューを提供する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に伴い、インバウンド観光が再び注目されています。また、従来の団体旅行から個人旅行へのシフトや体験型観光へのニーズの高まりなど、観光客のニーズも多様化しています。そのため、観光客の様々な需要に対応した観光メニューの開発や多言語対応の強化が求められます。

町の実施（主要施策）

2-4-1：地域資源及び拠点整備・活用

- 歴史ある本町の賑わいを創出するため、歩道整備等を実施するほか、十二湖観光の起点である十二湖駅へ観光情報を提供する案内所を設置します。
- 観光拠点である十二湖を拠点とした観光戦略に取り組み、観光・交流機能の拡充を進めます。また、老朽化した観光施設の維持管理に努め、利用実態に即した地域振興や観光振興につながる地域資源及び拠点整備に取り組みます。
- 町の自然の美しさを生かし、十二湖エリアにおいて観光と健康の機会を創出し、エコツーリズムをサポートします。
- 2次アクセス等の交通インフラ、サイン等を整備するなど、町内での回遊性を促進するなど、滞在環境の向上を図ります。

2-4-2：イベントの開催

- 観光によるさらなる誘客、受け入れに向けて、新聞や雑誌、情報番組を利用したイベント等のPRを実施します。
- 集客力が落ちる晩秋から冬期間にイベントを開催し、訪問機会を創出します。

2-4-3：体験型観光の実施

- 世界遺産である白神山地をはじめ、本町ならではの地域資源や歴史文化の魅力を見学・体験できる機会を創出し、交流人口等の拡大を促します。

2-4-4：通年観光に向けた取組の推進

- 十二湖を拠点として四季を通じた体験型イベントを展開するなど、季節を問わず観光客を惹きつける通年観光を推進します。

2-4-5：広域観光体制の充実とPR活動の推進

- 近隣自治体との連携による広域観光パンフレットやチラシの配布に加え、携帯端末機器等へのSNS等のデジタルを活用したPR活動を進めます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域の観光資源を保全し、魅力的な観光地づくりに貢献しましょう。
- 町外の地域や人材との交流や関わりを深め、本町の認知度向上（魅力発信）や観光客誘致につなげましょう。
- 観光客に親切な対応を心がけ、深浦町の印象を向上させましょう。

施策2-5 新産業の育成・雇用

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 新たな産業や地域資源を生かしたビジネスの創出に向けた取組が進んでいます。
- 様々な産業分野で若者や女性、高齢者など、多様な人材が活躍しています。



施策を取り巻く環境

- アンケート結果では、新たなまちづくりへの取組として「起業家への支援、新産業の開発」が55.1%と新たな産業の創出を期待していることがわかります。そのため、時代に沿った魅力的な雇用機会の創出や起業支援などを強化する必要があります。
- 企業誘致は、新たな雇用の創出機会にとどまらず、外部の新たな技術や生産体制、販路などを取り込み、地元産業の活性化につながることを期待されることから、企業誘致等の強化による雇用機会の拡大に取り組みます。
- 若い世代をはじめ、多様な世代の活躍機会の創出に向けて、働く場の確保や多様な働き方に対応する企業等、新たな活力を取り込むための支援に取り組む必要があります。

町の取組（主要施策）

2-5-1：起業・創業支援の実施

- 地理的条件に左右されない多様な働き方が実現できるよう、商工会や金融機関等の関係機関と連携を図り、起業及び新分野への進出を目指す事業者や公益的な活動を行う住民グループ等を支援します。

2-5-2：企業誘致の推進

- 工業団地の紹介、誘致企業への支援策等を実施し、企業誘致を推進します。

2-5-3：雇用機会の創出に向けた支援の実施

- 各種産業振興施策による雇用の場の拡充のほか、ハローワーク、商工会及び町内事業所などとの連携のもと、就職相談や情報提供、職業斡旋を進め、求職者のニーズに合った多様な雇用機会を創出し、雇用問題の解決（マッチング）に取り組みます。
- 多様な働き方を促進し、女性・障がいのある人・高齢者等の雇用促進を図ります。

2-5-4：多様な人材・技術の活用

- 外国人労働者の受け入れ体制を整備するなど、労働力不足を解消するとともに、地域経済の活性化に取り組みます。
- 人材不足への対応策として、デジタル技術を活用した生産性向上や新たな事業機会の創出に向けた検討を進めます。

2-5-5：勤労者福祉の充実

- 労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等に取り組み、勤労者福祉の充実に努めます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 新しい産業の育成や起業を支援し、地域経済の活性化に貢献しましょう。
- 多様な働き方を推進し、誰もが活躍できる社会を目指しましょう。
- 誘致した企業と連携し、地元産業の活性化、産業の育成、創出につなげましょう。

基本目標3 「保健・医療・福祉」

～一人ひとりに寄り添い、支え合うまち～

施策3-1 健康づくり・保健活動・医療体制

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 町民の健康意識が高まり、主体的に健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸につながっています。
- 住み慣れた地域で安心して医療を受けられる体制が維持され、いざというときも必要な医療を受けられる救急医療体制が確保されています。



施策を取り巻く環境

- 町民一人ひとりが健康な生活が続けられるよう、個人・家庭・地域・行政・関係機関が一体となった健康づくりの推進が求められています。そのため、今後は健康寿命の延伸を図るため、引き続きがんや生活習慣病などの早期発見、早期治療に向けた各種健康診査の受診の勧奨、保健指導や健康づくりのための取組の推進など、個人の健康づくりを社会全体で支援していく必要があります。
- 心の健康づくりでは、自殺の原因の複雑化やひきこもりの問題などが社会問題となっていることから、ストレスなどから健康を害しないよう自らの不調を未然に防止できるような支援のほか、町民一人ひとりの気づきと見守りを促していくために、行政、関係団体、企業、町民の連携と協力が求められています。
- 町民の生命及び健康を守るため、感染症の発症・拡大を防止する予防接種においては、国や県等から発信される情報をもとに、適切に対応する必要があります。
- 地域医療においては、日常的な健康管理を適切に行っている町民を増やすとともに、適切な医療を受けられる医療提供体制の継続及び休日夜間等の救急医療体制等の確保に努める必要があります。

町の取組（主要施策）

3-1-1：生活習慣病の予防

- 生活習慣病の予防のため、健康教育、健康相談、運動指導等の生活習慣病予防のための各種事業への参加者増加及び改善の効果等を評価しながら内容や方法等の改善を図り、継続して実施します。また、学校との連携を図りながら、子どもの頃からの健康づくりに引き続き取り組みます。
- 歯周疾患等の予防や早期治療等に関する事業を増やしていきます。

3-1-2：各種検診の実施

- 各種がん検診、特定健診等を実施し、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげます。また、受診しやすい体制を整え、受診勧奨に努めます。
- 健診受診者に対しては、個々の状況に応じた保健指導や各種健康教室等を開催し、自主的な生活習慣改善につながるよう支援します。

3-1-3：保健活動体制の整備

- 保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職を計画的に配置することで、医療・介護部門との連携を図り、専門的な知識、技術を提供します。

3-1-4：心の健康づくり

- 精神疾患の予防、早期発見、早期治療を推進するため、相談窓口の設置、精神保健福祉に関する普及啓発等を行います。

3-1-5：感染症対策の推進

- 感染症の発生、重症化予防のために各種予防接種の費用を一部助成します。また、感染症に関する情報提供等を行います。

3-1-6：がん患者の負担軽減

- がん治療に伴う外形の変化により患者が抱える心理的負担や経済的負担を軽減するために、ウィッグ及び乳房補整具等の購入費用を一部助成します。

3-1-7：地域医療体制の維持・確保

- 町民の医療ニーズに応えるため、町営診療所を運営します。医師の確保、医療設備の整備等を行い、町営訪問看護ステーションと連携して地域医療サービスの維持、向上に努めます。
- 地域医療を担う医師を確保するため、医師に対する支援、医師のキャリア形成支援等を行います。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 定期的に健康診査やがん検診を受診し、自身の健康状態を把握しましょう。
- バランスのとれた食生活、適度な運動習慣を身につけ、健康的な生活を送りましょう。
- 自身では解消できない悩みや困難が生じたときは、一人で抱えず誰かに相談しましょう。

施策3-2 地域福祉

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 町民が安心して暮らせる支え合い、助け合いの輪が広がっています。
- 地域の主体的な活動や相談窓口を通じて、支援を求める人の早期発見や必要な支援の提供につながっています。



施策を取り巻く環境

- 地域に暮らす誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、制度、分野ごとの縦割りを超え、地域や関係機関が連携し、多様なニーズに対応できる包括的な支援体制を構築することが求められています。
- 特に制度の狭間にあってサービス利用が難しい人や、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人に対しては、顕在化したときには症状が重度化している場合も考えられるため、早期発見に向けて、多様な主体が重層的に取り組む必要があります。
- 町は、高齢者、障がいのある人、子ども・子育ての分野において、それぞれの方や制度による各種福祉サービスを提供していますが、町民が求めている支援は多様化しており、町民のニーズを把握しつつ、一人ひとりが適切なサービスを選択し、利用できる体制を整備する必要があります。
- 虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、そのためには、民生委員・児童委員や関係機関との連携を密にした対応が求められます。
- 今後、認知症高齢者の増加や介護者の高齢化により、その人の意思が最大限に尊重され、地域で自立した生活が送れるよう成年後見制度等の必要性がより一層高まることが予想されます。そのため、*成年後見制度や*日常生活自立支援事業の周知と権利擁護の推進が必要です。

※成年後見制度

高齢や障がい、認知症等により、判断能力が衰えてしまった方がいる場合、周囲の方が制度を用いて後見人となり、その方の財産を不当な契約などから守ることができる制度です。

※日常生活自立支援事業

十分な意思決定能力を持たない方々を対象に、社会福祉協議会が実施している事業で、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度です。

町取組（主要施策）

3-2-1：地域共生社会の推進

- 高齢者、障がいのある人等が地域と交流する機会を提供し、社会参加を促進します。また、レクリエーション、趣味活動、ボランティア活動等を通じて、地域とのつながりを深めます。

3-2-2：生活支援の充実

- 高齢者、障がいのある人等に対し、栄養バランスのとれた食事を自宅に届け、食生活の改善、安否確認を行います。また、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう生活支援の充実を図ります。

3-2-3：虐待等の防止

- 子どもや高齢者、障がいのある人等に対する虐待、配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（DV）を防止に向けて啓発活動を強化し、地域の見守り活動を推進します。また、早期発見、適切な保護を図るため、関係機関や地域と連携して虐待の早期発見と防止に向けたネットワークを強化します。

3-2-4：福祉輸送・移動支援

- 高齢者、障がいのある人等の外出を支援するため、交通弱者への配慮等に視点を置いた移動支援サービスの提供、福祉タクシーの運行等を行います。

3-2-5：成年後見制度の利用促進

- 判断能力が不十分な高齢者、障がいのある人等が、安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の利用を促進します。また、制度に関する相談窓口の設置、後見人候補者の育成等を行います。

3-2-6：包括的な支援体制の構築

- 様々な課題を抱える人々に対し、相談支援、居場所の提供、就労支援など、包括的な支援体制を構築することで、関係機関との連携を強化し、誰一人取り残さない社会を目指します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域活動に積極的に参加し、助け合いの輪を広げましょう。
- 困っている人を見かけたら、声をかけ、相談窓口を紹介しましょう。
- 地域福祉の担い手として、ボランティア活動などに参加しましょう。

施策3-3 子育て支援

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 子育てに関する切れ目のない伴走型の支援により、安心して子どもを生き育てられ、保護者の負担軽減が図られています。
- 地域全体で子育てを応援する意識が高まり、子どもたちが健やかに成長しています。



施策を取り巻く環境

- 子どもや子育てを取り巻く環境は、核家族化による家庭や地域での子育て機能の低下など厳しさを増しており、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。加えて不安定な雇用形態や低賃金による所得の低迷など、子育て家庭における経済的な問題も懸念されています。
- 子育て支援では、育児不安や子育てへの悩みを抱える保護者をはじめ、子ども一人ひとりの成長、発達を確認し、その時期に応じた助言を受けることができる切れ目のない支援体制が求められています。
- 町内では、教育・保育の充実を図るとともに、地域子ども子育て支援事業の充実に努めており、今後も就労形態の多様化や共働きの増加、女性の社会進出に伴う多様な子育てニーズに応えるため、支援の充実と包括的な子育て支援が求められています。

町の取組（主要施策）

3-3-1：安心して子どもを生き育てる環境の整備

- 妊産婦、乳幼児の健康保持、増進を図るため、妊婦健診、乳幼児健診、育児相談等を実施します。
- 妊婦等包括相談支援と経済的支援を一体的に実施するなど、妊婦・子育て世帯への相談支援の充実を図りながら、経済的支援を継続することで、安心して出産子育てできる環境を整備します。

3-3-2：切れ目のない子育て支援体制の構築

- こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両機能を持つ一体的な組織として、妊産婦から子どもと子育て家庭に対する支援を切れ目なく漏れなく提供します。

3-3-3：地域で子育てを支える環境づくり

- 地域全体で子育てを支援するため、子育てに関する相談窓口の設置、子育て支援サービスの提供、地域の子育て資源の活用などを推進します。

3-3-4：子育て家庭の交流・育児不安の解消

- 子育て家庭の育児不安の解消や親子の交流促進を図るため、地域子育て支援センターを運営します。育児相談、親子の交流会、育児に関する講座などを実施します。

3-3-5：ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を給付するほか、精神的負担の軽減のために相談事業を行うなど、ひとり親家庭等の自立促進に努めます。

3-3-6：子育て家庭への経済的な負担の軽減

- 児童手当、子どもの医療費を給付し、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 保護者や家族が協力し合い、子育てを行いましょう。
- 地域ぐるみで子育て家庭を支援しましょう。
- 子育てに困ったり、悩みのあるときには、一人で抱え込まずに町や関係機関へ相談しましょう。

施策3-4 高齢者福祉・介護保険

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 地域包括ケアシステムが進み、介護保険サービスとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる介護予防や生活支援サービスの充実が図られています。
- 地域で活躍する元気な高齢者が生きがいを持って暮らしています。



施策を取り巻く環境

- 高齢化の進行に伴い、介護や支援を必要とする高齢者・認知症対策が重要となっています。高齢者になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、要介護状態にならないための予防的な取組や在宅医療・介護サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムのさらなる機能強化が必要とされています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加しており、社会的に孤立する人の増加が懸念されていることから、社会参加を促す取組や住み慣れた地域での生活を維持できる支援体制の充実が求められます。
- 高齢者が生きがいや役割を持ち、豊かな生活が送れるよう、健康づくりや交流の場の提供、就業支援に努めるほか、さらなる福祉サービスの向上や総合的な事業推進体制の強化を図り、住み慣れた地域で安心して住み続けることができる地域づくりを推進する必要があります。
- 高齢化が進行し、医療や介護の需要は高まることが予想され、人材の確保など、医療・介護の多職種が連携した包括的かつ継続的にサービスが提供できる体制の構築等、地域包括ケアの深化に向けた取組が引き続き求められます。
- 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みですが、高齢化の進展に伴い、給付費が増大しています。介護保険制度の持続可能性を確保するために、介護予防の推進などが求められています。

町取組（主要施策）

3-4-1：通いの場等による介護予防活動の推進

- 介護予防に関する知識普及を図り、要介護状態への移行を予防するとともに、要介護状態が改善した町民の受け皿として、効果的な介護予防を実施します。
- 高齢者が住み慣れた地域で、介護予防に関する活動を継続的に行うことができるよう支援します。

3-4-2：在宅での生活支援の充実

- ひとり暮らし高齢者や介護・支援を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくため、支援ニーズに応じたサービスのコーディネートや開発等を行うとともに、サービス提供体制のネットワーク構築を図ります。
- 高齢化率のさらなる上昇が見込まれることから、配食などの既存サービスに加え、移動支援や見守りなど、在宅生活を継続するうえで必要となる多様な支援・サービスについて、関係機関とも連携しながら検討を行います。

3-4-3：認知症対策の推進

- 認知症に対する正しい知識の普及、認知症の方やその家族への支援体制づくりを目的とし、認知症サポーターを養成します。
- 認知症の方に対し、早期診断、早期治療につなげるため、初期集中支援チームを派遣し、医療、福祉等の専門家が連携し、集中的な支援を行います。
- 認知症の方やその家族が、地域で安心して生活できるよう、医療、介護、福祉等の関係機関と連携し、認知症ケアの質向上、地域支援体制の強化を図ります。

3-4-4：地域包括ケアシステムの深化・推進

- 地域包括支援センターを中心に、医療、介護、福祉等の関係機関が連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムを推進します。また、地域包括支援センターのブランチを設置し、高齢者、その家族等からの相談に幅広く対応します。
- 医療、介護、福祉等の関係機関が連携し、個々の事例検討、地域課題の共有等を行う地域ケア会議を推進し、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

3-4-5：生活支援体制の整備

- 地域における生活支援サービスの提供体制を整備するため、NPO、ボランティア団体、企業等と連携し、多様なサービスを創出します。

3-4-6：生きがいづくりの推進

- 高齢者が地域で元気にいきいきと暮らしていくためには、生きがいや役割を持つことが重要です。地域で閉じこもりや孤立に陥らないよう、様々な機会を通じて、住み慣れた地域社会とふれあう機会や社会参加につながるよう努めるとともに、地域において豊富な知識や経験を持った活力ある高齢者の活躍の場の創出、ボランティア活動の活性化、敬老事業等に努めます。

3-4-7：家族介護の負担軽減

- 家族介護者の精神的、身体的負担を軽減するため、交流会を開催し、情報交換、相談等の機会を提供します。

3-4-8：在宅医療と介護の連携

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、引き続き在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。
- 多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、地域の関係機関の連携を図り、在宅医療と介護サービスが切れ目なく適切に提供される体制の構築に取り組みます。
- 圏域内における医療提供体制について、適切に把握し、訪問看護ステーションと医療機関が円滑に連携できる体制を維持できるように支援します。

3-4-9：介護保険制度の適正な運営

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護施設の整備、介護人材の育成、介護サービスの充実などを図ります。
- 低所得者等の介護保険サービス利用者負担を軽減し、経済的な理由でサービス利用をためらうことのないよう支援します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 介護予防に取り組み、健康寿命を延ばしましょう。
- 地域の高齢者を見守り、支え合う活動に積極的に参加しましょう。
- 高齢者向けのサービスやイベント情報を共有し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに貢献しましょう。

施策3-5 障がい者福祉

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 障がいのある人もない人も、互いに尊重し合い、共に生きる地域社会となっています。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るための支援が充実し、社会参加の機会が拡大しています。



施策を取り巻く環境

- 誰もが相互に人格を尊重し合う地域共生社会の実現を図るため、町民一人ひとりの障がいに対する理解を深め、障がいの有無に関わらず社会参加ができるよう支えていく必要があります。
- 障がいのある人が地域で自分らしく生活してくために、障害福祉サービスの安定した提供とともに、必要とされる情報の提供や相談体制の整備に努める必要があります。また、就労支援や地域生活支援などの充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を促進していくことが求められます。
- 発達に不安を抱える子どもが全国的に増加傾向にある中で、本町においても対象者となる子どもが増加することが考えられます。そのため、一人ひとり異なる発達の課題にきめ細かく対応できる教育・療育環境はもちろんのこと、保護者の不安の解消にも併せて取り組んでいく必要があります。

町の取組（主要施策）

3-5-1：障がい者支援の総合的推進

- 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に基づく障害福祉サービス、障害児通所サービスの利用促進を継続し、需要と供給のバランスを管理することで安定したサービス提供が可能な体制を維持します。

3-5-2：在宅での生活支援の充実

- 障がいのある人が、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう食事や福祉用具の購入費助成、住宅改修費助成等、生活支援の充実を図ります。

3-5-3：障がいのある人への就労支援

- 就労意欲のある障がいのある人へ就労に必要な知識・技能の習得、職場実習、就職後の定着支援など、一貫した就労支援を行い、自立した生活を支援します。

3-5-4：地域生活支援拠点等の整備・機能強化

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、重度化・高齢化や親亡き後を見据え、総合的な相談支援体制を構築するとともに、地域生活支援拠点等の整備に向けて取り組みます。

3-5-5：発達支援・相談体制の充実

- 発達障がい等、いわゆる気になる子どもについて、成長段階に応じた支援の確保に努めます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 障がいへの理解を深め、共に暮らしやすい地域社会づくりに貢献しましょう。
- 障がいのある人の社会参加を積極的に支援しましょう。
- 障がいのある人が利用しやすい施設整備や情報提供に協力しましょう。

施策3-6 社会保障

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 国民健康保険をはじめとする社会保障制度が、町民一人ひとりが安心して生活できる基盤が確立され、適正に運営されています。



施策を取り巻く環境

- 支援の必要な町民の増加により、医療や年金等の社会保障費が急増しており、給付と負担のバランスや負担する世代間の公平性の確保をはじめ、長期的に財源を確保していくことが重要な課題となっています。そのため、町民一人ひとりが健やかに暮らせるよう、医療・介護等の環境の充実や予防に取り組み、社会保障の持続性を確保していくことが求められています。
- 近年では、経済的な問題に限らず、社会的な孤立や多様な問題を抱える人々に対応が急務となっています。そのため、「生活保護法」や「生活困窮者自立支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等を踏まえ、生活困窮（社会的孤立・経済的困窮）者の自立を促すための支援を構築し、経済的・社会的な自立に向けた支援につなげていくことが求められます。

町の取組（主要施策）

3-6-1：国民健康保険事業の適正運営

- 国民健康保険資格異動未届者に対して個別指導を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。また、診療報酬明細書点検や医療費通知などにより適正受診を促進し、医療費の抑制・適正化に努めます。
- 国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、収納率の向上に努めます。

3-6-2：後期高齢者医療制度の適正運営

- 後期高齢者医療制度に対する理解や医療費に対する関心を高め、適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。また、納付意識の高揚や徴収体制の充実を図り、後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めます。
- 高齢者の健康増進を図り、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

3-6-3：生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の適正な運用

- 生活保護法に基づき、適正な制度の運用に努めるとともに、就労可能と判断された方については、ハローワークと連携した就労支援を実施し、早期の自立に向けた支援を行います。
- 庁内や関係機関と連携し、多様な問題を抱え、生活に困窮するまたは困窮するおそれのある町民に対し、包括的な支援を行います。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 社会保障制度への理解を深め、制度の維持、持続可能な運営に協力しましょう。
- 社会保障は共助の仕組みの一つであることを理解し、地域社会の一員として、支え合いの精神を持ち、助け合いの輪を広げましょう。
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金等を適正に納めましょう。

基本目標4 「教育・文化」

～郷土の魅力を未来へつなぐまち～

施策4-1 学校教育

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 特色ある教育が展開され、子どもたちの学力向上と豊かな人間性が育まれています。
- 地域と連携した教育活動が活発に行われ、子どもたちが地域への愛着と誇りを持っています。



施策を取り巻く環境

- 学校教育は、子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、将来にわたって自身の個性や能力を最大限に発揮できるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけるとともに、体験活動等を通じて、子どもたちが郷土を愛し、地域外の人たちとも交流を深めてお互いに学び合うことが求められています。
- グローバル化と情報化が急速に進展し、子どもたちが将来、社会で活躍するために必要な能力も変化しています。そのため、外国語能力、情報通信技術（ICT）の活用能力、主体性、創造性、コミュニケーション能力など、時代の変化に即した教育環境を整備する必要があります。
- 老朽化した学校施設の大規模改修を行うなど、施設機能、環境性能及び快適性の高い学習環境を整備するほか、いじめや不登校などに対しては、家庭や地域と一体となって未然防止・早期発見・早期解決に努め、安全・安心な風土を醸成し、児童生徒の安全な学校生活を確保します。

町の取組（主要施策）

4-1-1：確かな学力の向上

- 基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性の伸長に努め、「生きる力」の育成のため、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の育成、「学びに向かう力、人間性等」のかん養を図ります。また、個に応じた指導体制・指導方法の工夫改善に努めながら、時代の変化に対応した教育の充実を図ります。

4-1-2：豊かな人間性の育成

- 人間性・社会性など豊かな心を育むため道徳教育や体験活動の充実を通して、人権を尊重する意識の形成や基本的な生活習慣の確立・規範意識の向上を図ります。

4-1-3：健康・体力の向上

- 児童生徒一人ひとりの実態に応じて、体育の学習や体育的行事などを中心に体力の向上を図ります。また、食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を身につけるための食育を学校・家庭・地域が連携して推進します。

4-1-4：グローバル化に対応した教育の推進

- 外国青年を招致し、異文化理解を深めるとともに、国際交流を促進します。地域との交流イベントの開催、語学講座の開設等を行い、国際感覚豊かな人材育成を図ります。
- 国際化時代に対応できうる人材を育成することを目指す一環として、管内小・中学校、管内保育園及び認定こども園への外国（英）語指導の補助を行います。また、フィンランドラヌア郡姉妹都市との交流を通じて英語に親しみ異文化交流及び英会話の習得を図ります。

4-1-5：学校給食における食育・地産地消の推進

- 児童生徒の健全な発育を支援するため、栄養バランスのとれた学校給食を提供します。地元の食材を活用し、食育にも取り組みます。

4-1-6：通学支援及び環境の充実

- 児童生徒の通学の安全を確保するため、スクールバスを更新します。
- 高校に通うための交通手段を確保するとともに、経済的負担を軽減し、学生のよりよい生活を促進します。

4-1-7：地域と連携した学校運営

- 学校運営に地域の意見を反映させるため、学校評議員を設置し、学校・家庭・地域及び教育委員会が連携・協働し、一体となって学校運営の改善や地域とともにある学校づくりを推進します。

4-1-8：読書環境の充実

- 小学生4～6年生を対象に、本や図書館について学び、学校の読書リーダーになってもらうことを目的として、子どもの読書推進のための取り組みを継続して実施します。
- 児童生徒の読書意欲を高め、学力向上を図るため、各学校の図書室の蔵書の充実を図ります。

4-1-9：特別支援教育の推進

- 特別支援教育にかかる教材、施設の整備・充実や特別支援教育支援員などの配置を引き続き行い、特別支援教育の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、適切な就学相談・支援に努めます。

4-1-10：教育環境・施設の維持管理

- 今後の ICT 教育をはじめとする新しい時代に対応する学習環境を整え、子どもたちの学習意欲の向上を図ります。
- 学校における情報セキュリティの強化を計画的に実施します。
- 子どもたちが、安心感を持って学校を利用することができるよう、小中学校施設の適正な維持管理、長寿命化に取り組みます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 学校の教育活動に積極的に参加し、子どもたちの成長をサポートしましょう。
- 地域全体で子どもたちの学習環境を整備し、学力向上を支援しましょう。
- 子どもたちの郷土愛を育み、町の歴史や伝統文化を受け継ぐ人材を育てましょう。

施策4-2 家庭教育・青少年健全育成

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 家庭教育の支援体制が充実し、親子の良好な関係が築かれています。
- 青少年が地域社会の一員として健やかに成長できる環境が整い、地域全体で青少年を育成する意識が高まっています。



施策を取り巻く環境

- 核家族化や共働き世帯の増加などにより、家庭の教育力が低下しているといわれており、保護者の学習機会の提供や、子育てに関する相談体制の充実などが求められています。
- 地域社会とのつながりが希薄化し、子どもたちが地域の中で育つ機会が減少しています。そのため、自然や文化体験など、地域資源を生かした体験学習機会を通じて、町民が主体となって子どもたちを育てる活動を支援する必要があります。
- 不登校やひきこもりの子どもたちが生きづらさを感じることをないよう、早期発見・早期支援体制を構築し、子どもたちの社会参加を促進する必要があります。

町の取組（主要施策）

4-2-1：家庭教育の充実

- 将来を担う子どもの健やかな成長を支援するため、発達段階に応じた家庭教育の推進を図ります。
- 1から3歳児の親子にふかうら文学館においてプレゼントする絵本を選んでもらい、読み聞かせ等の情報提供も併せて実施します。

4-2-2：青少年の健全育成

- 青少年の健全育成を図るため、家庭、学校、地域が連携し、生活指導に関する協議会を開催します。
- スポーツ少年団の育成、指導者の育成を支援し、青少年の健全育成を図ります。

4-2-3：学校・家庭・地域との連携・協働体制の強化

- 学校、家庭、地域との連携・協働により、地域ぐるみで子どもたちの成長を支援していくため、PTAなど各種団体と連携し、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

4-2-4：不登校やひきこもりへの対応

- 不登校やひきこもり、その他多様な児童生徒の課題に対し、学校や家庭、地域が一体となって、問題の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 家庭でのコミュニケーションを大切にし、子どもたちの成長を温かく見守りましょう。
- 地域で開催される子育て支援に関するイベントや講座に積極的に参加しましょう。
- 青少年が地域活動に参加できる機会を増やし、社会性を育みましょう。

施策4-3 生涯学習・スポーツ活動

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 町民が生涯にわたり学習機会やスポーツに親しむことができ、心身ともに健康で豊かな生活を送っています。
- 誰もが気軽に利用できる学習・スポーツ環境が充実し、多様な活動が展開されています。



施策を取り巻く環境

- 人生 100 年時代を迎え、社会人の学び直しや高齢者の社会参加が重要となっています。そのため、生涯学び続けられる環境を整備し、課題やニーズに応じた学習プログラムの提供や自主的な学びを支援するほか、地域との連携を深め、特色ある生涯学習を推進していくことが求められています。
- スポーツ活動は、健康増進や生活習慣病予防に効果があるだけでなく、地域コミュニティの形成にも役立ちます。そのため、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整備し、健康寿命の延伸を図る必要があります。

町の取組（主要施策）

4-3-1：生涯学習活動の推進

- 町民の学習機会を拡充し、自己啓発、社会参加を促進します。ふかうら学推進プログラム事業として、地域の歴史、文化、自然等に関する講座、イベント等を開催し、地域への愛着を深めます。
- 町民の学習ニーズに応えるため、各種公民館教室を開催します。趣味、教養、健康、スポーツ等、幅広い分野の講座を開設し、町民の交流促進、生きがいづくりを支援します。

4-3-2：文化・創作活動の推進

- 町民の文化活動の成果を発表する場を提供し、文化振興を図ります。絵画、書道、写真、工芸品等の展示、舞台発表等を行います。
- 俳句創作活動の振興を図るため、俳句大会を開催します。

4-3-3：生涯学習の拠点施設の整備

- 旧木造高等学校深浦校舎を活用し、老朽化している町の社会教育施設である深浦公民館・歴史民俗資料館・太宰の宿ふかうら文学館を集約し、生涯学習機能（公民館）、歴史・文化資料展示（保管）機能、図書館機能、生涯スポーツ推進機能、子どもの遊び場機能を有する生涯学習の拠点施設を整備し、開設を目指します。

4-3-4：総合型地域スポーツクラブの育成

- 町民が気軽にスポーツを楽しめるよう、総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。

4-3-5：スポーツイベントの開催

- 町民の健康増進、体力向上を図るため、軽スポーツフェスティバルを開催します。

4-3-6：世代間でともに学ぶ環境づくり

- 地域の歴史や文化を学ぶイベント、共同でのボランティア活動、高齢者の知識や経験を子どもたちに伝える講座などを実施します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 生涯学習やスポーツ活動に積極的に参加し、自己成長と健康増進に努めましょう。
- 地域の学習・スポーツ団体を支援し、活動の活性化に協力しましょう。
- 誰もがスポーツに親しめる環境づくりに協力しましょう。

施策4-4 地域の歴史文化

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 深浦町の歴史や文化が大切に保存され、町民が誇りを持って継承しています。
- 観光資源として町内の歴史文化資源を生かした観光振興が進んでいます。



施策を取り巻く環境

- 文化財は、地域の歴史や文化を伝える貴重な遺産であり、次世代に継承していく必要があります。そのため、文化財の保存・活用を推進するとともに、地域の文化財に対する理解を深める必要があります。
- グローバル化が進む中で、地域独自の文化や歴史を再認識し、地域アイデンティティを確立することが重要となっています。地域文化を継承・発展させるとともに、地域への愛着や誇りを育む必要があります。

町の取組（主要施策）

4-4-1：地域の歴史文化の普及

- 地域の歴史文化に関する調査研究を行い、その成果を広く公開します。また、知識を普及するため、歴史教室を開催します。

4-4-2：文化財の保護

- 町内の文化財を保護し、後世に伝えます。文化財の調査、保存、活用等を行います。

4-4-3：地域の歴史文化施設の運営

- 歴史民俗資料館、美術館、文学館において、特別展、企画展を開催し、地域文化の発信、文化財の活用及び文学作品、郷土資料等の魅力を発信します。

4-4-4：地域に伝わる伝統芸能の継承

- 地域に伝わる伝統芸能の継承、振興を図ります。また、文化活動の発表会を開催し、地域文化の振興を図ります。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域の歴史文化を学び、次世代に伝えていきましょう。
- 歴史文化を生かした地域づくり活動に積極的に参加しましょう。
- 地域の文化財を大切に保存し、その魅力を発信しましょう。

基本目標5 「環境保全」

～地域と地球の未来のために挑戦するまち～

施策5-1 自然環境

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 白神山地をはじめとする町内の豊かな自然環境が保全され、自然と共生する暮らしが根付いています。
- 町民の環境保全意識が高まり、美しい景観が維持されています。



施策を取り巻く環境

- 本町は豊かな自然環境に囲まれており、美しい自然景観を次の世代に受け継いでいく必要があります。また、本町において自然環境の悪化は日常生活とも密接な関係にあり、地域としても重要な課題となることから、町内の自然環境に配慮し、自然保護活動・美化活動を継続していく必要があります。
- 本町は、広大な面積を有しながらも、その9割を山林・原野が占めており、農用地及び住宅地は狭隘となっているため、町内の自然環境に配慮しつつ、地域経済の活性化、快適な生活環境につながる有効な土地利用が求められます。

町の取組（主要施策）

5-1-1：適正な土地利用の推進

- 大規模な土地取引や開発について、規制等の制度の周知を図り、届出があった場合に関係課と連携を図り、土地の機能に応じた計画的な土地利用を進めます。

5-1-2：自然との共生・保護の推進

- 本町の豊かな自然環境を保全するため、国・県と連携し公害の防止に取り組みます。また、開発事業者が関係法令を遵守し、町民が安全・安心に暮らすことができるよう環境を阻害する要因となる事項については、必要な調査を行い、結果を町民へ周知します。
- 観光客を含め町民一人ひとりの環境美化意識の高揚を図り、ごみの散乱・不法投棄の防止やマナーの向上等、町民・地域が一体となった環境美化活動を進めます。

5-1-3：地域の環境美化活動の推進

- 町民、事業者、行政が一体となって町内美化に取り組みます。清掃活動の実施、不法投棄の防止などを推進します。
- 地域の連帯と協力により、道路沿い及び海岸を中心に美化清掃を実施します。

5-1-4：地域の特性を生かした景観の保全

- 本町特有の自然景観や海、山林と共存するまちなみは貴重な景観資源となっているため、本町の特性を生かした景観の保全に努めます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 白神山地をはじめ、町内の貴重な自然環境を次世代に引き継ぎましょう。
- 町内の美しい自然環境の保全に地域全体で取り組むなど、自然を大切に、地域の景観をみんなで守りましょう。
- 地域や町が行う環境美化活動に積極的に参加しましょう。

施策5-2 循環型地域社会

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 資源の有効活用と環境負荷の低減が進み、持続可能な循環型地域社会が形成されています。
- ごみの減量化やリサイクルの推進により、資源の循環利用が進んでいます。
- 再生可能エネルギーの利用が拡大し、地域エネルギーの自給率が向上しています。



施策を取り巻く環境

- 2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向けた取組を進めていく「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、風力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用を推進し、町民・行政・事業者が一体となって地球温暖化対策を進め、環境への負担軽減を図る必要があります。
- ごみ処理については、西海岸衛生処理組合において関係する自治体との連携のもと、処理能力を最大限に発揮し、ごみ分別の徹底が減量化・資源化に結びつくよう引き続き取り組む必要があります。

町取組（主要施策）

5-2-1：地球温暖化対策の推進

- 「第3次深浦町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「西つがる3市町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、役場庁舎等の省エネなど温室効果ガス排出抑制を推進するとともに、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策などを実施し、町民、事業者、行政が一体となって温室効果ガスの排出量削減を目指します。

5-2-2：再生可能エネルギーの活用

- 再生可能エネルギーを利用した実証事業を実施し、公共施設に設備を導入するなど、本町の地勢に適合する再生可能エネルギーの活用を推進します。
- 事業者と連携し、新たな風力発電施設の設置、稼働に向けた事業を計画的に推進します。

5-2-3：ごみの分別・減量化、リサイクルの向上

- ごみの減量化と資源の有効活用を図るため、分別収集の徹底を図るとともに、リサイクル施設の整備、リサイクルに関するイベントの開催、広報媒体での情報発信を通じて町民の意識を高めます。
- 生ごみ減量等対策として生ごみ処理器（コンポスター）購入費の一部を補助します。

5-2-4：ごみ処理施設体制の維持・適正化

- 老朽化した一般廃棄物収集車を更新し、効率的なごみ収集体制を維持します。環境負荷の低減に配慮した車両を選定し、安全な収集作業を行います。
- 老朽化した東野ごみ処理場を解体し、跡地を有効活用します。解体工事は安全に配慮して行い、周辺環境への影響を最小限に抑えます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- ごみの分別や資源ごみの回収等に積極的に取り組みましょう。
- 家庭や事業所から出るごみの削減に努めましょう。
- 省エネルギーを心がけ、再生可能エネルギーの利用を検討しましょう。

施策5-3 衛生環境（上下水道・生活排水等）

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 安全で安心して利用できる水道水が供給されています。
- 適切な生活排水処理施設の整備が進み、公共用水域の水質保全、衛生的な生活環境が確保されています。



施策を取り巻く環境

- 上水道は、健康で快適な生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であるため、計画的な施設更新を行うなど、今後も安全安心な水を安定供給するための適正な維持管理とともに、水道事業の健全な運営が求められます。
- 下水道及び生活排水処理体制は、健康で快適な生活や公衆衛生の向上など、欠くことのできない重要な社会基盤であるだけでなく、生活排水を適切に処理することによって、河川や海域等の公共用水域の水質保全にも資する施設であるため、適正な処理による安全で快適な環境づくりに向けて、施設の健全な維持管理に引き続き取り組む必要があります。
- 町民の健康で快適な生活を守ることは、衛生的な生活環境の向上につながります。そのため、公衆衛生を推進するまちづくりに向けて、斎苑等の衛生施設の維持、適正な管理運営に努めます。

町の取組（主要施策）

5-3-1：水道事業運営の健全化と施設の適正な維持管理

- 水道事業の事務事業の合理化、効率化を図り、事業の健全運営に努めます。
- 安全な水の安定供給を図るため、水質の管理及び浄水施設の点検整備を行うほか、長寿命化の推進、施設の計画的な更新を行います。

5-3-2：生活用水の安定供給

- 集落における生活用水の安定供給を図るため、水産飲雑用水施設の整備を行います。

5-3-3：公共下水環境の機能保全

- 健康で快適な生活環境の確保と水産資源への影響等を及ぼさないよう、公共下水道施設の機能保全を図り、下水道の安定的な機能維持、水質保全に貢献します。

5-3-4：生活排水処理環境の整備・水質の保全

- 漁業集落排水処理施設の長寿命化を図り、安定的な排水処理機能を維持します。また、処理場内の設備及びマンホールポンプの設備更新を実施していくことで、健康で快適な生活環境の確保に努めます。
- 公共下水道が整備されていない地域において、町内の一般住宅に設置する合併浄化槽の設置の一部補助を行います。また、浄化槽の設置を推進し、生活排水による水質汚濁を防止し、公共用水域の水質保全に努めます。

5-3-5：斎苑の適正な管理・運営

- ふかうら斎苑の適正な管理・運営に向けた検討を行い、町民が安心して利用できる葬儀環境を提供します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 節水を心がけ、水資源の有効活用に協力しましょう。
- 下水道の適切な利用を心がけ、水質汚染防止に努めましょう。
- 浄化槽の維持管理を適切に行い、生活排水による環境負荷を低減しましょう。

基本目標6 「交流」

～想いをかよわせ、新たな流れをつくるまち～

施策6-1 地域間交流

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 地域間での連携が強化され、町民同士の交流が促進されています。
- 国内外の地域との地域資源を生かした交流が活発に行われ、相互理解が進んでいます。



施策を取り巻く環境

- 近隣自治体や町内集落間等、町内外における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取組が引き続き求められます。
- 他自治体との交流については、北海道岩内町と相互の交流を図っています。今後も地域間の連携を強化し、互いの強みを生かし、地域の活性化や課題解決に取り組む必要があります。
- 広域行政を行う近隣自治体は、生活圏や生活課題等について共通することも多いことから、町民同士の交流や関係団体の地域間交流を活発に行い、相互の理解を深めつつ、ともに地域の発展へ協力し合う必要があります。

町の取組（主要施策）

6-1-1：多様な交流機会の創出

- 深浦会東京や北海道岩内町との地域間交流事業を継続するとともに、観光や様々なイベントでの連携等を機会に、町に関係を持つ人を増やし、深浦町を知った人、関わった人がさらなる交流人口の誘引につながるよう地域間交流を促進します。
- 世代間交流、国際交流など、多様な交流機会を創出し、新たな視点や価値観を取り入れることで、地域社会の活性化を目指します。

6-1-2：集落機能の維持

- 集落支援員の配置、集落活動支援事業等を通じて集落機能の維持・活性化を図ります。令和6年度より県の伴走事業により視察研修・ワークショップを実施。令和7年度には同事業によりモデル集落にて実証実験を予定します。

6-1-3：エリアマネジメント・地域担当職員の配置検討

- 地域ごとの特性に応じたエリアマネジメントや地域担当職員の配置等により、町民と職員がともに考え、行動する体制を整備し、町民とのコミュニケーションを強化、地域における課題解決を図ります。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域のイベントや交流事業に積極的に参加しましょう。
- 近隣地域との連携を深め、相互の魅力を発信しましょう。
- 地域資源を生かした交流企画を提案し、地域活性化に貢献しましょう。

施策6-2 移住・定住・出会い

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 地域全体で移住・定住者を温かく迎え入れ、地域社会に新たな活力が生まれています。



施策を取り巻く環境

- 人口減少が加速し、地域経済の縮小や、公共サービスの維持が困難になることも考えられます。こうした人口減少を抑制していくために、移住希望者へ住居だけでなく、保育、雇用といった包括的な支援体制を構築し、移住支援体制の充実を図る必要があります。
- 移住者が地域に定着できるよう、相談窓口の設置や、交流イベントの開催など、きめ細やかなフォローアップが必要です。
- 少子化対策として、町内で結婚を希望する方々に、出会いの場や機会を創出し、地域での定住につながるよう支援します。

町の取組（主要施策）

6-2-1：移住に向けた PR 活動の推進

- 県やおもり暮らしサポートセンターと連携し、都市部に対する PR 活動を実施します。具体的には、移住体験ツアー、地場産業体験ツアー等の実施を検討します。

6-2-2：移住支援体制の整備

- 移住者の生活を支援するため、住居確保に対する支援を行うとともに、移住支援金を支給します。また、移住者の就業・起業に対し支援を行うなど、伴走型の支援体制を構築し、定住促進につなげます。
- 空き家等の購入費・支払家賃補助及び空き家等の改修費補助等、住居確保に対する支援を行うことで、新婚、子育て世帯及び移住者の定住促進を図ります。

6-2-3：移住者の受け入れ体制の構築

- 移住者の受け入れに際し、地域の理解と協力体制を構築するため、協議会による連絡調整及び移住支援策の検討を行います。
- 移住者のニーズに対応した住居の提供、保育サービスの充実、雇用機会の創出、地域コミュニティへの参加支援など、移住・定住に向けた伴走型の支援体制を構築します。

6-2-4：空き家対策の推進

- 居住や事業所等として利用可能な空き家・空き店舗等をリストアップし、圏域の空き家バンクに登録するほか、利用希望者にあっせんする仕組みを構築するとともに、空き家バンク制度の利用促進を図ります。
- 空き家に関する専門的な相談に対応するため、弁護士、司法書士、税理士などの専門家と連携し、法的・相続的な問題にも対応する相談窓口設置を検討します。

6-2-5：若者の出会いと交流の促進

- 若者の出会いと交流を促進するため、若者交流促進助成事業及びあおもりマッチングシステム登録料助成金交付事業を継続し、結婚を希望する方々を支援します。

6-2-6：地域情報の発信強化

- 深浦町の魅力を体験してもらうため、深浦町の暮らしやすさ、自然の豊かさ、地域コミュニティの温かさなど、魅力を積極的に発信します。
- 短期滞在型の移住体験プログラムなど、移住希望者へ直接つながる支援体制を構築し、交流人口の増加、移住・定住の促進につなげます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 深浦町の魅力を積極的に発信し、移住・定住を促進しましょう。
- 移住者・定住者を温かく迎え入れ、地域活動への参加を支援しましょう。
- 地域での出会いを創出し、結婚を希望する男女を応援しましょう。

基本目標 7 「住民協働・行財政運営」

～持続可能な明日を築くまち～

(健康・医療・福祉)

施策 7-1 住民協働

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 町民が地域づくりやコミュニティ活動へ主体的に参加しています。
- 町民と行政が互いに協力し、地域の活性化や課題解決に取り組んでいます。



施策を取り巻く環境

- 人口減少下において高齢化が進行する地域では、担い手が不足し自治会組織や各団体等の活動だけではなく、コミュニティ維持にも支障をきたしています。
- 多様化する社会の中で、町民が幸福に暮らしていくためのニーズを満たすためには、行政の役割のほか、町民自らが自発的な取組を行うとともに、地域で支え合う仕組みづくりを行うことが不可欠になってきています。

町取組（主要施策）

7-1-1：集会施設等の適正管理

- 地域の交流拠点となる集会施設等について、指定管理者制度の適切な運用等により、施設の適正な管理に努めます。また、老朽化対策として、計画的な改修工事等を実施し、良好な利用環境を確保します。

7-1-2：グループミーティングの開催

- 町民が主体的に地域課題の解決に取り組むためのグループミーティングを定期的で開催し、町政への住民参加を促進します。
- 地域が抱える問題や不安を吸い上げ、町民の意見やアイデア創出するとともに、地域活性化に向けた具体的な計画を策定し、解決策をともに考える体制を構築します。

7-1-3：地域コミュニティの強化

- 住民団体や民間事業者等が活動を促進し、地域コミュニティの強化を図るため、国・県ほか各種協会等の各種助成事業の有効な活用を促進します。
- 高齢者と子どもたちがともに活動できる場を設け、世代間交流を促進します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 地域活動に積極的に参加し、地域課題の解決に貢献しましょう。
- 町の政策形成過程に参画し、意見やアイデアを積極的に提案しましょう。
- 地域資源を生かした地域づくり活動を推進し、地域の活性化に貢献しましょう。

施策7-2 人権・男女共同参画

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- すべての人の人権が尊重され、性別に関わらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会となっています。
- あらゆる分野において男女が平等な機会を持ち、参画・貢献できる環境が整備されています。



施策を取り巻く環境

- 性差による無意識の思い込みや、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、今後も継続して男女双方の意識を変えるための取組が必要です。また、社会全体の流れとして、様々な分野において女性が参画する必要性が認識されてきており、引き続き積極的な登用が求められます。
- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への差別や偏見等、様々な人権問題が依然として存在しているほか、性的少数者の人権や新型情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害等、新たな課題も生じています。
- 町民一人ひとりが個性を尊重し合いながら、様々な国籍や文化の違いや価値観を受け入れ、誰にとっても暮らしやすい多様性を受け入れる多文化共生のまちづくりを推進していく必要があります。

町の取組（主要施策）

7-2-1：人権教育・啓発の推進

- 町民一人ひとりが人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活に生かされる人権感覚を持つことができるよう、学校、家庭、地域、職域その他あらゆる場面を通じて教育・啓発を推進します。

7-2-2：男女共同参画の推進

- 多様な学習機会を通じて、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる場面を通じて、男女共同参画の趣旨や取組についての理解を推進します。さらに、女性リーダーの育成及び女性の視点、意見を反映させるため、審議会などへの女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

7-2-3：多文化共生のまちづくりの推進

- 在留外国人が訪れやすい、暮らしやすいまちとなるよう、言語の問題に対する支援や交流の場づくりなど、多文化共生のまちづくりを推進します。
- 国際交流や国際理解教育等の活動を通じて、町民の国際感覚の醸成を図り、グローバルな人材の育成に努めます。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 性別や年齢、障がいの有無などに関わらず、お互いを尊重し、認め合いましょう。
- 地域社会のあらゆる活動に積極的に参加し、多様な意見を反映させましょう。
- 職場や家庭において、男女が平等な機会と責任を分担できるような環境づくりに努めましょう。

施策7-3 行財政運営

[計画期間に実現を目指すまちの姿]

- 効率的で持続可能な行財政運営が行われ、町民ニーズに応じた行政サービスが提供されています。
- 財政の健全性が維持され、将来世代への負担軽減が図られています。



施策を取り巻く環境

- 地方分権改革が進展する中で、地方自治体の自主性・自立性を高め、今後は持続可能なまちづくりのための施策に重点を置いて取り組む必要があります。また、民間の力を活用することで効果的な行政サービスにつなげていく必要があります。
- 行政運営においては、デジタル技術を取り入れながら行政サービスの向上や業務効率化を図り、そこで生まれた時間や人材を、職員でなければできない人に関わる仕事に充て、よりきめ細やかなサービスの充実につなげていくことが重要となります。
- 将来の財政見通しでは、町税及び地方交付税の実質的な減少に加え、少子高齢化への対応や社会資本の整備・更新・維持管理費、公債費等の増加が見込まれています。そのため、将来にわたって安定した行財政運営を維持するために、歳入の確保と歳出の適正化を進めていく必要があります。また、自主財源の確保に向けて、ふるさと納税の返礼品の充実を図るなど、財源確保に取り組む必要があります。

町の取組（主要施策）

7-3-1：行政改革の推進

- 効率的な行政運営、財源の確保を図るため、行政改革を推進します。また、既存施策の重要性や費用対効果を検証し、歳入・歳出の両面から見直しを進め、効果的で質の高い行政サービスの提供に取り組みます。

7-3-2：行政事務の効率化及び質の向上

- 行政事務の効率化及び質の向上を図るため、深浦町行政事務改善委員会を必要に応じ開催し、事務執行の適正化及び能率化を図ります。
- 町内の土地情報を一元的に管理する新土地情報総合システムを導入し、土地利用計画の策定、固定資産税の課税、空き家対策など、行政事務の効率化と高度化を図ります。また、町民への情報公開を促進し、透明性の高い行政運営を目指します。

7-3-3：広報体制の充実

- 町内のイベントや観光情報等を効果的に発信するため、町ホームページを随時更新します。併せて、各種広報媒体との連携による効果的な情報発信し、町民にわかりやすく確実な情報を提供します。
- 町民への情報伝達手段として町広報紙を継続して発行し、町政情報、イベント告知、生活に役立つ情報などをわかりやすく提供することで、町民の町政や地域活動への理解と参加を促進します。

7-3-4：自治体 DX の推進

- デジタル技術の利活用により、年齢、障がいの有無、経済的な理由などに関わらず、誰もが取り残されず、すべての町民がデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりに取り組みます。
- デジタル化社会における情報セキュリティについて、国のガイドラインの改正に合わせて本町の情報セキュリティポリシーを見直すなど、セキュリティの強化を推進し、情報漏えい等を防止します。

7-3-5：職員の知識・技術の向上

- 職員の能力開発のため、各種基本研修へ職員を派遣し、必要な知識・技能の習得、政策立案能力等の向上を支援します。
- 職員のスキルアップを支援するため、職務に直接役立つ資格取得等を行う職員に対し、助成金を交付します。

7-3-6：組織機構・職員数の適正化

- 職員の能力開発、人材育成・活用、職員の意識改革、組織力の向上を図り、適正な人事配置等の実現を目指すため、人事評価制度を継続して実施します。
- 深浦町定員適正化計画に基づき、組織機構や事務事業の見直し等による職員数の適正化を図り、簡素で効率的・効果的な執行体制を確立します。

7-3-7：公共施設の維持管理・適正配置

- 地域景観の保全及び安全性の確保を図るため、閉鎖され、老朽化が進み、再開の見込みのない町有遊休建物について、計画的な解体工事を実施します。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の全体の保有量を把握し、長期的な視点により更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図るため、公共施設等総合管理システムの適切な運用を図ります。

7-3-8：ふるさと納税の活用

- 町の重点事業である「子育て支援」、「自然環境の保全・保護」、「産業振興」に対する財源を確保するため、ふるさと納税を推進し、魅力あるまちづくり事業を実施します。
- 企業版ふるさと納税制度及び活用事業提案を積極的にPRすることで、寄附企業の応募を促し、本町の地方創生を推進します。

7-3-9：広域行政・官民連携の推進

- つがる西北五広域連合病院運営にかかる負担金、新ごみ処理を引き続き行い、広域連携による効率的な行政運営を目指します。
- 経営戦略会議の開催、専門家による経営分析等を通じて、第三セクターの経営健全化を図ります。必要に応じて町内第三セクターの再編（統合）を推進します。
- 行政、地域、企業、NPO法人など、多様な主体との連携を強化し、それぞれの知恵と資源を結集することで、課題解決に向けた新たな力を創出します。特に、民間企業との連携を積極的に推進し、新たな事業機会の創出を目指します。
- 民間企業のノウハウ、資金、技術を活用し、新たな事業機会の創出、雇用機会の確保、行政サービスの向上を図ります。

7-3-10：各種行政計画の策定による行政運営

- 町の政策や施策、事業計画等を定めた計画を策定し、それをもとに事業展開・業務の執行・予算の編成など行政運営を適正に進めます。
- 住みよいまちづくりや地域振興に関する町民の意向をうかがうアンケート調査を実施します。

私たちにできること（町民・地域・事業者に期待する役割）

- 行政への理解を深め、政策への提言や意見交換に積極的に参加しましょう。
- 税金や公共料金の納付を期限内に行い、町の財政運営に協力しましょう。
- 自主的な地域活動を推進し、行政との協働による地域づくりを進めましょう。

第4部 資料編

資料1 深浦町総合計画条例

平成26年12月9日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、もって本町のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画、総合戦略及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的な観点に立ったまちづくりの基本理念であり、町が目指す将来像、基本目標及び人口の推移を明らかにしたうえで、その実現に向けた方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 まちづくりの基本的な計画であり、基本構想で示す将来像及び基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 総合戦略 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、本町が定めるものをいう。
- (5) 実施計画 基本計画で示した施策の実現及び目標の達成のために実施する具体的な事業計画を示すものをいう。

(策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政運営の基本を確立するため、総合計画を策定しなければならない。

2 町長は、基本構想を策定しようとするときは、町民の参画を促進するため必要な措置を講ずるとともに、深浦町総合計画審議会に諮問するものとする。基本構想を変更しようとするときも、同様とする。

(議会の議決)

第4条 町長は、基本構想を策定するときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。基本構想を変更するときも、同様とする。

(基本計画等の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画、総合戦略及び実施計画を策定するものとする。

(公表)

第6条 町長は、総合計画を策定したときは、これを公表しなければならない。総合計画を変更したときも、同様とする。

(総合計画に即した町政の運営)

第7条 町長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な町政の運営を図らなければならない。

(総合計画との整合)

第8条 町政の各分野における計画は、総合計画との整合を図ったものとする。

(審議会)

第9条 総合計画に関し必要な事項を調査及び審議させるため、町長の諮問機関として深浦町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第10条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) 町内公共的団体の役職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第12条 審議会は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(深浦町附属機関に関する条例の一部改正)

2 深浦町附属機関に関する条例(平成17年深浦町条例第12号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に深浦町附属機関に関する条例の規定による深浦町総合計画審議会の委員である者は、第9条の規定による深浦町総合計画審議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成28年10月14日までとする。

資料2 深浦町総合計画審議会委員名簿

委嘱：令和6年10月18日

1 委員

区分	No.	氏名	団体・職名等	備考
町議会議員	1	斉藤 登	町議会議長	会長
	2	岩根 環	町議会議員（総務文教常任委員長）	
	3	岩谷 司	町議会議員（産業建設常任委員長）	
関係行政機関の役職員	4	相馬 真司	町教育委員	副会長
	5	西崎 哲彦	町農業委員会会長	
町内の公共的団体の役員	6	工藤 清典	深浦町社会福祉協議会 事務局長	
	7	大川 清信	深浦町商工会 会長	
	8	嶋元 武信	深浦漁業協同組合 代表理事組合長	
	9	小枝 裕幸	新深浦町漁業協同組合 代表理事組合長	
知識経験を有する者	10	森 樹男	弘前大学 地域社会研究科長	
	11	北山大正	青森銀行深浦支店長	
	12	山本 千鶴子	食べ物やセイリング	
	13	山崎 麻美	グットイグナル代表	
	14	笹森 一成	特別養護老人ホームサンタ園 介護支援専門員	
	15	大谷 香織	美容室マッシュヘア	

2 町側出席者・事務局等

区分	所属・職名	氏名	備考
町側出席者	深浦町長	平沢 一臣	
	深浦町副町長	佐藤 洋一	
	深浦町教育長	草創 文人	
	深浦町総務課長	松沢 公博	
	深浦町総合戦略課長	黄金崎 芳幸	
事務局	深浦町総合戦略課 課長補佐	増富 勇人	
	深浦町総合戦略課 主幹	一戸 卓磨	
	深浦町総合戦略課 主査	黄金崎 竜太	

資料3 諮問

深総戦第301号

令和6年10月18日

深浦町総合計画審議会会長 様

深浦町長 吉田 満

深浦町総合計画について（諮問）

深浦町総合計画条例第3条第2項に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

深浦町第三次総合計画について

2 諮問理由

本町では、平成27年度から令和6年度までを計画期間とする深浦町第二次総合計画を策定し、『「まち」「ひと」「自然」がつなぐ‘わ’のまちふかうら』を将来像に掲げ、まちづくりを進めてきました。

この第二次総合計画の計画期間が、令和6年度をもって終了することから、深浦町が目指すべき将来のまちの姿やまちづくりの基本方針を明らかにするとともに、社会情勢の変化等を的確にとらえたまちづくりを推進していくための指針となる新たな第三次総合計画について諮問します。

資料4 答申

令和7年5月19日

深浦町長 平 沢 一 臣 様

深浦町総合計画審議会
会長 齊 藤 登
(押印省略)

深浦町第三次総合計画について（答申）

令和6年10月18日付け深総戦第301号で諮問を受けたこのことについて、当審議会にて慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり計画原案の修正案を提示し、これを以って答申とします。

なお、本計画の策定及び計画に基づく着実な施策の推進にあたっては、下記事項を十分考慮されるよう要望します。

記

1 深浦町第三次総合計画原案 修正案 別添のとおり

2 要望事項

- (1) 計画の趣旨及び内容を様々な機会を捉え適切に周知し、町民を始め多様な主体の参画を得て、共に計画の推進に取り組むこと。
- (2) 計画の進行管理に十分留意し、社会情勢の変化に弾力的に対応すること。
- (3) 総合計画は、単なる計画書ではなく、地域全体が一丸となって取り組むべき「約束」であると考えます。今後も町民と共に歩みながら、持続可能で魅力ある地域づくりに努めること。

以 上

深浦町第三次総合計画

発 行：令和7年6月

編集・発行：深浦町 総合戦略課

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2

電話：0173-74-2111（代表） FAX：0173-74-4415（代表）

ホームページ：<https://www.town.fukaura.lg.jp/>